

第七十二回 参議院建設委員会會議録第五号

昭和四十九年三月二十八日(火曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動

三月七日

山内 一郎君

補欠選任
温水 三郎君

三月八日

温水 三郎君

補欠選任
山内 一郎君

三月十二日

古賀雷四郎君

補欠選任
高田 浩運君

三月十三日

高田 浩運君

補欠選任
古賀雷四郎君

三月十八日

中西 一郎君

補欠選任
寺下 岩蔵君

三月二十二日

鬼丸 勝之君

補欠選任
渡辺 一太郎君

三月二十三日

寺下 岩蔵君

補欠選任
岩本 政一君

三月二十五日

岩本 政一君

補欠選任
寺下 岩蔵君

三月二十六日

中村 慎二君

補欠選任
重宗 雄三君

重宗 雄三君
寺下 岩蔵君
山内 一郎君

補欠選任
中村 慎二君
鬼丸 勝之君
小山邦太郎君

野坂 参三君
三月二十七日

補欠選任
渡辺 一太郎君
小山邦太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

春日 正一君

補欠選任
寺下 岩蔵君
山内 一郎君

野々山 一三君

大森 久司君

古賀雷四郎君

中村 慎二君

前川 且君

熊谷 三郎君

寺下 岩蔵君

山内 一郎君

沢田 政治君

田代 富士男君

二宮 文造君

高山 恒雄君

春日 正一君

國務大臣

建設大臣
近畿圈整備局長

建設大臣
中部圈開発整備局長

建設大臣
首都圏整備委員長

政府委員

建設政務次官

建設省計画局長

建設省都市局長

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省住宅局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

参考人

住宅金融公庫総裁

年金福祉事業団理事

本年福祉事業団理事

浅村 廉君

實本 博次君

澤田 徹君

入江 慧君

村田 育二君

文部省社会教育局長

厚生省年金局長

建設省社会教育局長

建設省年金局長

建設省年金局長

建設省年金局長

建設省年金局長

理事の補欠選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野々山一三君) 御異議ないと認め、それでは、理事に古賀雷四郎君及び中村慎二君を指名いたします。

○委員長(野々山一三君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、本日、年金福祉事業団の役員を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野々山一三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野々山一三君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政の基本施策並びに建設省関係予算について質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田代富士男君 先日、大臣が所信表明の冒頭で、ここに大臣が発表されました所信表明を待っておりますけれども、るる大臣が分後のことについて述べていらつしやいます。その中で、特に「この際新たな視野の下に、そのより重点的かつ効率的な整備を図ることが必要である」ということにつきまして、短いことばではございますけれども、この中には、いままでと変わった何かをやりたいと、こういう大臣の決意があるのじやないかと思ひますが、この「新たな視野の下に、そのより重点的かつ効率的な整備」ということは、いままでの事業計画と今度の事業計画と、どのようにそれが違うのか、基本精神をどのように織り込まれたのか、その点を概略最初に御説明を願ひたい。

いと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 田代委員も御承知のとおり、私が就任いたしました当時は、石油問題を中心にいたしまして異常な物価の値上がりということで、総需要の抑制をして物価の鎮静をはからなければならぬという、建設行政にとりましては、過去経験したことのない難関を突破しなければならぬという情勢に置かれておったわけでございまして。したがって、当時では建設行政、合理的に効率的に進められてきてはいるわけでございまして。けれども、さらに総需要抑制というきびしい予算編成をしなければならぬ情勢の中にあって、民生の安定向上、国民生活に直結した建設行政の部門等におきましては、従来以上に効率的な、しかも新しい発想を織り込んだ行政効果を打ち出していかねばならぬと、こういう感じを私は率直に申し上げて持ったわけであります。したがって、各担当局長、事務当局に對し、国家公務員としての自覚に立つて、自信を持って勉強をし、そして国民に対する行政サービスを最高度に発揮するように、私は、大臣として就任いたしました日に、申し渡したわけでございまして。御承知のように、私自身、建設行政そのものにつきましては、まことに不敏でありまして、どのような具体的な指導をしたらいいかという問題については、就任当初は主として精神面における要請をいたしたわけであります。いろいろな勉強をいたしていただき、特に感じましたことは、いわゆる戦後建設行政に携わった三十数万人の建設業界の中小から大会社に至るまで、とにかく資材面における行政指導、それから労務面における行政指導というものがもっと充実さるべきではないかという感じを持ったわけでございまして。したがって、そういう面におきまして技監を中心といたします資材並びに労務等に対するいわゆる業界の指導を積極的にやってみて、そうして効率を高めていかなければならないと、事業効率を高めていかなければならないということでそのようにしたのも一つの例でございます。いろいろ

具体的に申し上げればいいのかもしれませんが、心がまえとしては、ただいま一例を申し上げましたような線で指導をいたしてきておるわけでございまして。予算面におきましても、労務資材関係についての業界の、何と申しますか、相談場所、とにかく資材がどんどん高騰して需給のバランスがくずれて、特に公共事業なんか請け負っていた方々から非常に強い要請が当時あったわけでございまして。四十九年度の予算編成にあたりまして、実は各地建にいわゆる資材労務係長というポストを行政管理局に要求をいたしまして、そういう組織を整備いたして、ただいま予算で御審議をいただいております。

さらに住宅面なんかにおきましても、この公営関係、公営住宅というものが予算を消化しきれないという現実が四十七年度後半から四十八年度にわたって現実になってあらわれてきておるわけでございまして。この点をさらに検討いたしますと、やはり公的な施設に対する政府の考え方というものをこの際ももっと積極的にしていかなければ、どうしても地方自治体から受け入れていただけないということにかんがみまして、そういう問題に対する対策も、四十九年度予算並びに国会に提案いたしております法律案等についてその結論を出すに当たって次第でございます。

そのような気持ちで実は取り組んでおるわけでございまして、いずれにいたしましても、建設行政まことに不敏でございます。諸先生方の御指導によって遺憾なきを期していきたいと考えておる次第でございます。

○田代富士男君 いま大臣から概略御説明をいただきました。石油ペニツクのこういう状態のもとに民生安定、国民生活に密着した問題に対して力を入れた。また、いま住宅問題等においては予算を消化しきれないような状態であるために、公的施設に対しては政府が積極的に取り組んでいく姿勢を示していかなければ自治体との話し合い等もうまくいかない、こういうお話がありました。が、私も、この国民生活に密着な関係のある事業

であります。特に民政の安定ということとは衣食住が満ち足りてこそ民生の安定はできると思うんです。衣食住の中心を見まして一番欠けているのは、住宅問題も欠けていると思います。それと同時に、石油ペニツクを引き起こした根本は、いりる国際的な情勢もあるでしょうけれども、一般的には石油のあの問題に入る前にはトイレットペーパーから洗剤、いろいろな問題が起きてきております。私がいま一番心配するのは、トイレットペーパーや、あるいは洗剤ですから、一週間あるいは一か月分一個買えばそのくらいもてるものであります。これがもしも私は、建設委員会と直接関係がありませんが、主食である米の問題が起きたら、おそろくあの程度ではおさまっていないんじゃないかと一瞬心配をいたしました。米と同時に、これは水の問題である。水を制する者は国を制すと、昔からこのように言われております。この水の問題は、昨年は四国の高松におきましてもたいへんな問題が起きておりました。この水の問題が今後一番大きな問題になってくるんじゃないか。私は大阪であります。大阪の千里ニュータウン等でも水が出ないというような状態になったならば、あの団地がどのような状態になるだろうか。東京の三多摩も同じであります。都市周辺も。そういう意味から、私は、きょうは国民生活に最も関係の深い住宅と、それから水の問題、この点からお尋ねをしたいと思います。大臣の所信表明の中に「建設省所管住宅約五十二万戸の建設を行う」としていらっしゃる。建設省所管の住宅建設と同時に、「あわせて規模の拡大等質の向上を図る」と考えているという意味のことを述べていらっしゃいます。この「規模の拡大」というのは、具体的にどういうものか、また、どの程度の規模を考えていらっしゃるのか、まずこの住宅政策につきましてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、お聞かせ願いたしたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 先ほどもちょっと触れましたように、住宅が特に大都市圏におきましてはもう最大の問題になっておるわけでございまして。政府も種々努力をいたしておるわけでございまして。先ほど申し上げたような現象も出ておるわけでございまして。そこで、四十九年度におきましては、第二期住宅建設五カ年計画の第四年度目として、五十二万戸の建設を行なうこととしたわけでございまして。この第二期住宅建設五カ年計画の内容を見ますと、特に公営住宅におきましては、賃貸住宅を六割、それから持ち家を四割というふうに、公営住宅における賃貸住宅を重点にしようという基本的計画をいたしておるわけでございまして。そういう基本的精神を考慮しまして公営住宅の予算化をはかったわけでありますけれども、四十七年度、四十八年度の結果から見まして、数字ばかりは大きくあがっても、それが現実には消化されないということでは何もならぬぞと、とにかく計画した数字は全部そのまま消化できるようなしななければいかぬということで、実は予算編成の過程におきましても事務当局を奮励をいたしまして、やはり質の向上といえますと、まあ五万平米ですが、四十八年度よりも広さを広くしていくというような処置も実は講じました次第でございますが、詳しい点につきましては事務当局から説明を申し上げる次第であります。

○政府委員(沢田光英君) 規模の点につきましてはただいま大臣が申し上げましたように、五万平米、たとえば公営住宅につきましては五万平米増、ほかのものも、公団、公社等も同様準じております。この九万五千戸につきまして全部五万平米アップするわけでございまして、半数にいたしますと十平米増加できるということでございまして。この結果どういうことになるかといえますと、いままで、たとえば公営住宅に例をとりますれば、大体二寝室、二DKというところで公営住宅が狭いということが非常に大きな批判の一つでございます。あるいはそこに不満を持つという原因でもございまして。そう

いうことから五平米をふやすことによりまして半数が三DK、三居室のものになり得るということ、非常に飛躍的な拡大をした、そういう意味で、今後公営住宅につきましては半数が三DK、すなわち今後におきましては三DKというものが大体中心に上がってくるんだと、こういう考え方の水準アップということをいたしたわけでございまして。

○田代富士男君 住宅の問題につきましては、具体的に後ほどまたお尋ねしたいと思いますが、その住宅等、特に地方におきまして公営の住宅が開発されてまいりますと、道路という問題がいろいろ問題になってまいりますけれど、大臣の所信表明の中にも述べてありますから、まずその考えをお尋ねしたいと思いますが、大臣は、「国民生活と密接な関連を有する市町村道の整備を推進する」考えであると述べていらっしゃいます、これも新たな視野のもとに市町村道の整備を推進するということとは、どういふふうに進められようとするのか。いままでもたびたびこういうことは聞いてまいりましたけれども、いままでの考え方と、大臣のいま今後画期的に取り組んでいきたいと申された端的な違い点を大臣からお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(農岡高夫君) 特に私就任以来、事務局に申し出ておるわけでございすけれども、いままでも確かに住民のしあわせと直結する道路の路線の決定、また道路の幅の決定、さらには改良、そういう面、ほんとうにいろいろ細部にわたって検討し尽くされて道路行政が行なわれてきておるわけでありますけれども、私就任いたしました感じますことは、縦割りでございまして、各局間の横の連絡というものがもっとやっぱり必要であるという感じを持ったわけでございす。

一例を申し上げますと、道路局と住宅局がもっともつと緊密であつたならばこういう問題は起きなかつたんじゃないかという住民問題が最近特に感じられるわけでございすので、いままでも緊密に横の連絡はとるよう努力はいたしているわ

けであります、道路行政のみならず、建設行政を総合的に、ひつきようするところは、すべて行政の目的は国民のしあわせに通じなければならぬわけでございすので、そういうふうな指導をいたしておるわけであります。一例を申し上げますと、大阪でございますが、一つの大きな住宅、高層住宅をつくつたと、それを建てる前に道路と住宅との予備折衝と申しますか、打ち合わせが行なわれておれば、そのまんな前を高速道路が通るといふようなことがなくて済んだはずなのに、もう片方が完成してから、しかも、その完成する際には見晴らしのいい公害のない住宅ですといつて分譲しておいて、そのあと、もう二年か三年後にそこには騒音の最も激しい道路をつくらなければならぬといふたような点は、これはもう建設行政としては上の上とは言えないじゃないかと、こういうことはあらかじめ横の連絡をもつと総合的にやるべきであるといふような、公務員としての国民に奉仕する仕事の心がまえといふものを建設省としてはよくやらなければならぬといふことを口をすつぱくして今日まで言い続けておるわけでございす。

そういう気持ちで道路行政並びに住宅関係の各行政に取り組むようになつていふことをこの所信表明の中に表現した次第でございすので、御理解いただきたいと思ひます。

○田代富士男君 いま横の連絡が密にあるならばとおっしゃいますけれども、私も同感であります。そういう問題点が、実例が多々ありますけれども、きょうは時間ありませんから、そういう建設省の所管の横の関係がうまくいっておれば、そこに生活する人たちがどれだけ豊かな生活ができるであらうかという点はあると思いますが、大臣もその点について力を入れていきたいと申されるならば、希望として、よろしく実行していただきますようにお願いをしたいと思ひます。

で、これは新しく建てる場合の住宅でございすが、じゃ、現在住宅が建っている地域のそういう皆さん方に対しては、下水事業が現在どうなつ

ているのかと、こういう問題点でございすが、これに對しましても、所信表明の中で、第三次下水道整備五カ年計画の第四年度として「特に来年度は、地方公共団体の財政負担を軽減して、」云々と、このように述べていらっしゃいますけれども、このように措置を講じられることによりまして下水道はどの程度整備されるのか。整備計画の第四年度といたしまして、従来の引き継ぎというふうなことでなくして、これをどのように考えていらっしゃるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(農岡高夫君) 私どももいたしまして、この下水事業は国民生活にとつて非常に重要な事業であることは、もう申すまでもございせん。特に下水処理されて出てまいつた水が第二次処理というところまでしか現在の基本計画ではできていないわけでございす。将来三次の処理をしなければならぬという、これはもう先進国、国際的な傾向になつておるわけでございす。処理された水が全く無害なものとして河川等に流されるというところまで持つていかなければならぬ次第でございす、この五カ年計画を改定を編成にあたりまして、この五カ年計画を改定をしたいといふことと、もう一つは、何といつても実施機関であります地方自治体の負担をできるだけやわらぐ軽減させんと、こういう公共事業につきましても、補助率の思い切つた引き上げと五カ年計画の改定といふことを持ち出して実は努力をいたした次第でございすが、私の力不足と申します、か、総需要抑制といふことの中で五カ年計画を戦い取るということになりますと、どうしてもこれは非常にきびしい総事業量の決定というふうな点にも持ち込まれる心配もあるという判断をいたしまして、実は補助率のアップといふことをそのかわりかちとらうといふことで、最終的には補助率のアップといふことに全力を傾けたわけでございす。その結果、予算は二二%ほど伸びたわけ

ておりますために、事業量は実は四十九年度は四十八年度よりもダウンしているわけであります。私、非常に責任を感じておるわけでございまして、この点につきましては、特に熾烈な下水道整備の要望が各自治体から出てきておりますのにかんがみまして、七月から始まります概算要求に際しましては、ぜひとも五カ年計画の改定は五十年には実現しなければならぬと、こういうふうな気持ちで下水道事業に對処いたしておる次第でございす。

○田代富士男君 次に、昨年発足いたしました年金被保険者住宅資金融資制度についてでございすが、これは建設省、それから厚生省の二つの省に關係のある制度でございすが、この年金被保険者住宅資金融資制度の概略につきまして、双方關係がございすから、簡単に建設省と厚生省から御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(沢田光英君) 住宅の資金といふものは非常に幅広くございすので、そういうふうなものはいかほどでもふえること、私どものほうは、住宅金融公庫を中心といたしまして、個人融資といふものを中心に相当の事業量を伸ばしてきておるわけでございすけれども、それでもなかなか十分でないといふことで、この厚生年金を原資といたします個人貸付、これにつきましても、私どもは、たいへんけつこうなことであるといふふうなことで受け取っておりますが、昨年成立をいたしました厚生年金あるいは船員保険、あるいは国民年金、こういうふうなもの、環状融資の制度、これが昨年できました、これが事業団から企業を通じて個人に貸されるということになりましたけれども、その中で、企業でもたとえ中小企業のようなものの中には、なかなか企業自身が中継ぎをしないといふふうな、できないといふふうなところも能力の上からあるわけでございす。したがって、総事業量の中から一五%は公庫が企業を通じて、年金福祉事業団から資金を委託されまして、それを全量の一五%だけは公庫が企業にかわつてお貸しをする、こういう制度

が実は厚生省のほうとお打ち合わせでできているわけでございます。そこで公庫のほうは、この一五％に当たります資金を元にいたしまして、これに本来の公庫融資を合わせ貸しをして御便宜をはかる、かような制度で、実は公庫のほう、建設省のほうといたしましては、その辺の手続の問題等を含めまして昨年度から打ち合わせの結果、実は窓口を開いたという方が厚生年金還元融資に關します新しい制度でございます。

○説明員(入江慧君) ただいま建設省のほうから概略御説明がありましたので、重複する部分があると思いますが、一応私どものほうだけの分野もございまして、概略御説明いたしますと、御存じのように、私どもが所管しております厚生年金あるいは国民年金という年金制度におきましては、将来の給付財源として保険料を集めておるわけでございます。これを年金積み立て金というところで大蔵省の資金運用部に預託した上で、国民生活の福祉向上というふうな分野に運用しておるわけでございます。ただ、特にそのうち、毎年新たに積み立て金として加えられま

す——新規預託金と私どもも言っておりますけれども、その一定割合は還元融資といたしまして、特に保険料を納めておられます被保険者あるいはその家族の直接の福祉の向上に役立つようにというふうな運用しております。その割合が四十八年度から従来の新規預託金増加見込み額の四分の一から三分の一というところでワクが拡大されました。それを機会に、私どもとしましては、還元融資にふさわしい新しい事業をしようというところで検討いたしました。設けられたのが年金積み立て金の還元融資によります被保険者住宅資金貸し付け制度というものでございます。いま御説明しましたように、還元融資と申しますのは、被保険者の福祉向上ということを本来の目的といたします関係上、その融資の仕組みなり手続等も、それに即した方法というものが考えられます関係で、私どもとしましては、その厚生年金とか船員保険の被保険者につきましては、従来やっておりますように、その還元融資の機関として設立されました年金福祉事業団を通じて、事業主あるいは船舶所有者等を通じて被保険者個人に住宅資金をお貸しするということをしてきたわけでございます。いまも、ただいま御説明のありましたように、中小零細企業等におきましては、事務能力等の関係あるいはその他特殊な事情がありまして、事業主によるその転貸事業をやる能力がないというふうな場合も考えられます。また、年金被保険者のうち、国民年金の被保険者というものは自営業者その他、要するに事業主がない、一人で働いている方を対象とした貸し付けというものができない。したがって、その者につきましては、住宅金融公庫のほうにお願いして住宅資金をお貸しするということなる仕組みをとりまして、四十八年度から実施しているわけでございます。

○田代富士男君 いま御説明をお聞きいたしました中で、説明されましたとおり、昨年の九月に法改正がなされて、いま事業主を中心とした、そこから融資をするような事業主転貸の分がイとイという条項で、国民年金、これで併用融資。ハが厚生年金、あるいは船員保険の併用融資の制度が確立されたわけなんです。私、手元に資料をいただきたしまして、年金の積み立て金が四十八年度で一兆七千億、四十九年度で一兆八千億ほど、このような年金の使用される明細がいま話がありまして、たけれども、実際四十八年度の融資の実績というものがこのイの事業主転貸、ロの国民年金、ハの厚生年金、船員保険の併用融資を規定されております。このイ、ロ、ハの別に実績を示していただきたいと思いますが、これは建設省でも厚生省でも、どちらでもけっこうでございます。数字を明確にしたいでございます。

○説明員(入江慧君) いま御指摘のありましたことは、私どもとしましては、いまおっしゃいましたように、事業団法に基づきましてイ、ロ、ハの区別があるわけでございますけれども、二月末現在の借り入れ申し込みの実績を申し上げますと、

イに該当いたします年金福祉事業団の扱います分野の借り入れ申し込みの総額は約四百四十八億というふうになっております。それで、ロに該当します国民年金被保険者が約一億、それと、あと船員保険、厚生年金の被保険者で事業主を通じて借りることは困難な者に対して貸し付け、いわゆるハでございます。ハは三十五億ということになっております。

○参考人(浅村廉君) 住宅金融公庫でございます。先ほどお話がございましたような経過で、事業主がその職員にお貸しになる分は別でございます。私どもは、そういう制度のないところで勤務しておられる方が直接借りたというところでおいて、いかなるようなものを扱わしていただいております。詳しく申し上げますと、ことしの二月一日から私どもでこの申し込みを受け付けさせていただいたわけでございます。現在はまだ締め切っておりませんが、厚生年金保険と船員保険、この二つおりのものにつきましては、私のほうで扱う計画が当初五千六百件、五千六百戸、金額にいたしまして七十六億円でございました。これが締め切りした結果、戸数では千八百九十六、金額では三十五億一千七百万という結果になったのでございます。金額の面のパーセンテージをとりまして四六・三というふうになっております。

次に国民年金でございますが、これは扱う計画が九千九百戸でございます。金額は四十九億五千万という予定でございます。これが実際締め切りますと、件数が二百九十八、金額が一億四千九百万ということで、金額のパーセンテージだけ申し上げますと三〇というふうになっておるのでございます。

○田代富士男君 いま両方で説明をいただきましたが、ちょっと食い違ふ点がありますが、大ワクは私の手元の数字と合っておりますけれども、先日、これは読売新聞でも取り上げられまして、「マイホーム絶望期の募集、住宅融資九十一億円

由に浮く」というようなことで新聞に発表されておりますが、被保険者住宅資金、いまイ、ロ、ハと略号を使って申し上げましたけれども、この昭和四十八年度の予算額の事業ワクが五百六十億円、実績が百八十四億円、差額の事業ワクが三百七十六億円出ております。イ、ロ、ハ合計いたしまして、そのロ、ハの分が四十八年度の予算額の事業ワクが二百二十六億、それから実績が三十億、それで差額が事業ワク九十億、この九十億というものが読売新聞に発表された数字じゃないかと思うわけなんです。ロ、ハの分ですね。これをイを合計しますと三百七十六億と、九十億を含まして、問題は、このような数字的な面は幾分違ひがあるかと思ひますけれども、こういうような融資が出てくる。家を建てたい人は非常に多いわけなんです。この中で、大臣が一番最初に、住宅問題で予算を消化しきれない現状であるということとを端的に申し述べられました。大臣がたまたま申し述べられましたその裏づけの一つの実例といたしまして、ただいま申し上げました住宅資金融資制度の実態を私は提示したわけなんです。このような結果に終わった理由について、どのように考えていらっしゃるのか。建設省として、あるいは二つの所管にまたがって、いろいろさきも横の連絡ということが出ておりましたけれども、横の連絡もとりにくいと思ひますけれども、どうしてこのような結果になったのか。当初受け付け日は、四十八年度の四月から四十九年度の二月に予定されておりましたけれども、事業主転貸は十月の二十五日から二月の二十八日に変更されております。それから国民年金、厚生年金、船員保険の併用融資のその制度、ロ、ハにつきましては二月の一日から二月の四日に変更されていると。いろいろ理由もあるでしょう。建設の時期が冬場であったという、そういう理由もありましたけれども、いざいざにしまして、現在住宅難の時代、まして働く者の唯一の夢であり、希望であります住宅を提供しようとしたこの制度が十二分に活用されなかったという点につきまして、どのように

考えていらっしゃるのか。

大臣は、ただいま予算委員会のほうからということでも席を立たれたけれども、建設省、厚生省からお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(沢田光英君) まず、私どもの公庫所管のほうからのお話をしたいと思ひますが、公庫本来の個人融資は一〇〇%以上実消化しておりますわけでございます。現在でも数万の来年度のものも待っております。こういう状態でございます。そういう状態では、私ども、全く申しわけないことだと思ひます。これは反省をしてみますと、やはりいま先生がおっしゃいますように、実施の期間がだいぶおくれでございまして、冬場になってしまった。しかも短期間しか事務的な問題から募集できなかった、こういうことも基本にはございします。しかし、やはり何と言いましても、これは手続上の問題が非常に多かったというふうに思ひます。と申しますのは、初めてこういう合わせ貸し制度というものが二つの機関の間でやらせられたわけでございます。そのために、いわゆる事務的な処理というふうなものの中に非常に複雑なものが残っている。これは安全をとるためにいろいろ確実にやらなければいけない、最初だから確実にやらなければいけないというふうなために、いろいろ手続上、需要者のほうにいたしましては、非常にめんどうくさい問題が多かったというふうな問題も一つ原因の中にあろうかというふうに思ひます。さらには、最初でございましたので、PRの点につきましても不足するところがあつたんじゃないか、こういうふうな反省をしております。先ほど申しましたように、公庫本来の需要というものは一〇〇%以上あるわけでございますから、条件を整えれば当然これにもくる、よけい借りられるわけでございますから、そういうことで、私どもは、まことにこういう結果については反省をしております。今後こういうことがないように、二年目か

らは厚生省あるいは事業団、公庫、こういうものが真剣にこの問題に取り組みまして、事務の簡素化の問題あるいはPRの問題、募集の時期の問題、こういうことについて万全を期したいと、かように考えておる次第でございます。

○説明員(入江慧君) その未消化が意外に多かった点でございますけれども、私ども、当初七月一日からの実施を予定しておりましたところが、法律の成立の時期の関係で十月以降に持ち越されたという関係がございします。それで、その十月以降の時期になったところが、おのずから建築資材の不足でありましたし、価格の高騰というふうな事情がございしましたし、先ほど先生の御指摘のありましたように、冬場に向かう時期であつたというふうな条件もございしました。そういうような客観的な環境が非常に悪かつたということもあるかと思ひますが、そのほか、いま住宅局長からお話がありましたように、何しろ新しい制度でございしましたので、私どもとしては、できる限りのこまかいところまで手が届かなかつたというところもありました。そして、末端の住宅金融機関で、実際に窓口で仕事に携わる職員の方々が、新しい仕事であるために、なかなか思うようにのび込めなかつたというふうなことで、実際には受付事務がスムーズにいかかなかつたということもあるかと思ひます。この点につきましては、もうすでにことし十月以降の実績、経験もございしますことでもありますので、四十九年度におきましては、建設省と十分連絡をとりながら、こういうことがないように努力していきたいと、このように考えております。

○田代富士男君 ただいまうまくいかなかつた点が幾つかあげられました。一つは、手続上の問題である、事務処理がスムーズにいかかなかつたという問題点ですけれども、その事務処理がうまくいかなかつたという問題は、ここに、私は、この手続をするに必要書類はどのくらいあるかということを集めてもらいました。——実にこれだけあ

るわけなんです。これを自分自身が書き込もうと思つたならば、これはたいへんなことになるので、政務次官もいらつしやいますけれども、おそらくこれ全部自分で書くということになったら、こんなに複雑かとおそろく思われると思ひます。

それと、いま建設省のほうと厚生省のほうの答弁を聞きまして、ちよつと私の受け取り方としては、この書類を中心にして審査をやつていきたいと、そういう立場じゃないかと思ひます。だから、裏づけに年金とか、そういうものがからんでおりますから、この人がはたして有資格者であるかどうかというのを担当する分野は厚生省の分野になりまして、力をいれざるを得ないと思ひます。そういうわけで、書類において何か処理できるようにと、そういうような考え方がどうして厚生省のほうに出てきて、事務的に、それに対して建設省として、困つていらつしやる皆さん方にできるだけ早く出されるものは出して、もしもこの人が違法であつたならば、その時点で取りやめにしてやつたらいいじゃないかという、そういうようなところあたりの手続上の事務処理が、横の連携というものがうまくとれなかつたんじゃないかと思ひます。だから、私は、厚生省の立場が悪いと、あるいは建設省の立場が悪いと言つてゐるものではないかと思ひます。現時点において実際に詰まつてしまつたものを、過去のものをとやかく言つても戻りませんから、これを庶民の味方として、どのようにすればこの制度が生かされるかというところにポイントを置かなければならぬと思ひます。私は、厚生省が悪い、建設省が悪いと言つてゐるのじゃなくして、問題点を取り出して、それをどう解決していくかと、そういう点で私自身この書類を見まして、確かにこれは事務手続上繁多であるということとは間違ひないと思ひます。だから、この点について責任をどうしようも、前向きに建設省は建設省として、厚生省は厚生省として、いま大臣が横の連絡が大事であると言われたとおりに、

どのようにこれに取り組んでいかれるのか、前向きな意見を、私は、まずこの書類手続上問題点があると言われたことに対して問題提起したいと思ひますけれども、建設省と厚生省、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(沢田光英君) 公庫本来の仕事の上でも手続が非常にうるさいというふうなことで、再々この国会におきまして議論ののびました。私どもも、年々その手続の簡素化ということとは各方面でやっております。それでもまだなかなか十分にいつていないという状況もあらうかと思ひますが、さらに、先生おっしゃいますように、そこにお持ちのように、いわゆる年金関係の書類というものがついてまゐる。もちろん私どもも、厚生省あるいは公庫、事業団といろいろお打ち合わせをして、できるだけ簡素化ということとを心がけたわけでございますが、初めてのことでございしましたし、さうな結果に終わったというところでございまして、たとへば、その企業が一体転貸をするのかしないのか、所属をしておる企業が、こういうことの証明が必要だといふうなことがございまして、借り手の方はその企業のところへ行つてそういう証明を持て来なければいけないという問題もございします。これは私ども考えますのに、できれば今後におきましては、転貸をする企業と、しないところの企業、こういうふうなものの一覧表でも最初につくつておいて、窓口でそれをチェックしたらどうか。これにもまだ厚生省、事業団のほうではいろいろな難点あるかと思ひますが、そういうことも一つの考えかと思ひます。

さらには、この被保険者がどのくらいそこにとめておるかという期間の確認、これはこれによつて金額は変わりますから、これも確かに書類上は必要でございます。しかし、これも健康保険証あたりを見ることによって大体できるのじゃないかという気もいたしております。いずれにいたしましても、そういうふうな簡素化のつてはある

わけでございますから、今後とも厚生省あるいは公庫、事業団と十分に打ち合わせをしまして、本年の概算を踏まえないようにというふうなことで、直ちにすてに交渉に入っておる次第でございます。

○説明員（入江憲君） 私どもとしましては、先日読売新聞にあの記事が出ましてから、いろいろ手続の点が複雑だということも聞いておりましたので、いま御指摘の申請書類等につきまして検討いたしました。要するに不必要なものは、私どもとしては、何といたしまして、御要求申し上げてないわけですから、結局、先生も先ほど申されましてように、私どもでやっております還元融資の趣旨と被保険者個人の利益、便宜というのをどこで調和さすかという問題になるかと思ひます。ちょうどこれから四十九年度の受付の手続を定める時期でございますので、できるだけ先生御指摘の方向で検討してまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 それから、いまさっき原因はどこにあるかということをお尋ねしましたときに、第二番目に出てきた問題はPRの不足の問題である、建設省からもこの意見が出ておりました。PRの融資制度が充足いたしまして、広く国民にPRするための広報活動を行なったのかどうか。これは建設省、厚生省は一に責任はあるかと思ひますけれども、直接の仕事をやっているかと思ひます。PR不足ということが建設省、厚生省の立場からいって出ておられますけれども、公庫、事業団の代表の方も見ておられますけれども、この点はいかがでございますか。こういう点からこの制度が生かされなかったという点を私は提起したいんですけれども、この点についていかがでございますか。

○参考人（浅村廉君） ただいま先生の御指摘になりました点につきまして、私どもも、いま非常にそういう点についていろいろと考えておるところでございます。この制度が私どもの手でこなされるようにになりましたときに、少し前に、私どもといたしましては、いつもやる方法でございます。

けれども、建設省の記者クラブでまず詳細を発表させていただくというふうなことを行ないましたし、あわせて、全国の私どもの支所で各県の県政記者クラブにも同じような発表をいたしましたのでございます。そのほか、NHKその他放送局にテレビまたはラジオによる放送もお願いをいたしました。また、私どもの各支所並びに受託機関等の窓口にて、利用の方々にお知らせいたしたく、ポスターなども用意をいたしましたのでございますが、ポスターの作成といったような、もう少し大規模な宣伝の方法等には、まだ時間的な余裕がなく、それはできずに終わってしまいました。いろいろあつたのでございまして、初めのころいう制度でございまして、こういう普通のやり方だけではやはり足りなかったのではないかと率直に反省をいたしております。来年度は、当然これは一そう大規模に実施するつもりでございます。そのうち、そういう点に遺漏のないように積極的に市町村の住民相談コーナーだとか、それから銀行等の受託金融機関の窓口であるとか、その他のいろいろな方面にポスターなども掲示をいたしますし、PR用のチラシも十分配りいたします。

それからもう一つ私ども、これは何とこのことだけではございせんが、住宅関係の制度が非常に複雑になってまいっておりますし、いろいろまた別の問題もございまして、住宅金融公庫も、住宅相談業務を大いに拡大したいということで、これは幸い大蔵省にも非常に御理解をいただきまして、来年度から各支所で住宅相談業務が従来以上に活発に行ない得る体制になるはずでございます。そういうところで、特にこういう問題につきまして十分おわかりいただけるような説明を怠らずやらせたいと、私、ただいま考えております。いずれにいたしまして、この経験にかんがみまして、来年度はひとつ十分にそういう点には配慮してまいりたいという考えでございます。

○参考人（實本博次君） いま浅村総裁のほうからお話がありましたように、年金福祉事業団といたしまして、もともとわれわれのほうの仕事をお

願ひしたわけでございますので、いま住宅金のほうからお話がありましたような媒体物をフルに活用してそのPRは実施してまいったわけでございます。したが、ただ、これは非常に一般の住宅金融公庫の融資と、われわれのほうでもつばら行なっております事業主を通じて行ないます転貸方式との調整が非常にひまをとりましたもので、PRを本格的に開始する時期が、といひますのは、具体的に住宅金の窓口を通じて借り受けをする人たちの具体的な申し込み方法とか、そういうものの確定をするのがおそくなりましたので、PRを開始した回数に相当多いのでございまして、確定的な手続をきめて実際に結びつくPRをするのが時間的に、時期的におそくなったと、こういうことでそのうらみがあるわけでございます。まあ、やりましたことは、大体この制度がはつきりきまりましてから新聞、ラジオその他でいろいろ放送していただいたわけでございますが、われわれのほうといたしましては、各都道府県の保険課を中心にした厚生年金、それから船員保険あるいは国民年金等の被保険者の方々に對して、そういう都道府県のセクションあるいはそういう人たちの雇用しております事業主を通じて、それぞれのいろいろなパンフレットなり、簡単な紹介をかねたものを配りましていろいろPRにつとめてきたわけでございます。ただ、いろいろやってみましたが、いま申し上げましたようなことで、結果的にはまだ不徹底というので、いよいよ来年度からは本格化されますので、いまからそのPRの計画を練っているところでございまして。

○田代富士男君 いまPR不足じゃないかと申し上げたことに対して、どのようにPRされてきたかという資料もちょっといただきました。いま公庫のほうから、新聞記者団に発表いたしました、こういうお話でございますが、これは新聞社の報道なんですね、ここに出てくるのは、だからそれでPRは終わったというわけにはいかないと、思ひます。だから、こういうことで記者会見を

しましたからそれでPRは一応は行き届いたというふうな考えでは終わっていらつしやらないと思ひますけれども、まだまだ積極的にこれは取り組んでいかないと、これは浸透しないと思ひます。いま公庫、事業団のほうから言われましたけれども、これは一番大事なことでないかと思ひます。そういう点から私は責任を追及して、これはありませぬ。そういう働く人々に対して、こういうような制度にしていくなか、建設省、厚生省あるいはその直轄のもとで実際にやっております皆さんが力を入れてもらわなければなりませぬし、そういう意味から、これが四十九年、五十年にかけて改善をしていってほしいと思ひます。特に融資の限度額でございますが、四十八年度は三段階に分かれておりましたが、これが四十九年度におきましては百万、二百万、三百万、三百万と四段階に分けるように一歩前進したような考え方を持っておりますけれども、これも、このように四十八年度に比べれば一歩前進した形をとられておりますけれども、御承知のとおり、今度原油の価格が上がります。そうしますと、いま一番おそれられておるのは、いろいろな物価が上がってきたおりに、いまさっき大臣も、建築資材等の問題に対しては各地建に係長クラスの人を置いてまで対処しているというくらい強い姿勢で臨んでいらつしやいますけれども、いま大工さんに家を建ててくれといった場合にも、これは公庫のあれと違ひますけれども、大工さんに家を建ててくれといった場合、見積もりを出してくれと大工さんに言ったら笑われます。今日、家を建てるのにあなた見積もりを出せという、そういう時代おくれなことを言ひなさんな、でき高払いです。それでよかつたら家を建てましょうと、こういう御時勢で、三百万、あるいは併用融資の場合はプラスアルファされて幾らかふえるかと思ひますけれども、

【理事前川且君退席、委員長着席】
その融資を受けた金額と家を建てる実質的なか

る費用とのこの差というものがちよつとひど過ぎるんじゃないか。そういう意味から、これは四十九年度の考え方はあらあら出されておりますけれども、五十年以後におきましても、こういう融資の限度額を改正する考えがあるのか。もちろん、いま問題点になっておりました事務手続上の問題、PRの問題と、こういうものを含めまして、大臣が予算委員会へ行かれましたので、大臣のかわりに総括いたしました、政務次官、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(内海英男君) ただいままでのお話のとおり、勤労者の皆さん方に対する住宅資金の総量をふやしていく、こういった意味で年金関係の資金を住宅資金に回すということにつきましては非常に好ましいことであると、こういうふうにして思っておりますが、御指摘のとおり、その手続上非常に複雑であり、利用しやすいと必ずしも言えないような複雑な手続を要すると、こういった問題につきましても、積極的に関係機関と今後とも引き続き協議をして、改善をはかっていきたい、こう思っております。ただいままたお話のありました融資の限度額等につきましては、やはりこれは実情に即して限度額を引き上げていかなければならぬものであると、こういうふうな考えておる次第でございます。

○田代富士男君 公庫の方と事業団の方はけっこうでございます、次に質問が移りますから。

次に、水資源の問題につきましてもちよつとお尋ねをしたいと思います、現在、東京の主力水源であります利根川水系でございますけれども、これは御承知のとおり、利根川水系における水資源開発基本計画に基づきまして、国及び水資源開発公団によりましてその開発が進められておりますが、その開発の経過はあまりにも、東京都及びその近郊周辺地域の土地利用、その開発並びに人口の集中度から見まして、ちよつと現実からかけ離れた、そういうような現状になっているんじゃないかと思うのです。その結果といたしまして、毎年渇水及び節水というような社会環境に置かざるを得ない、そういう状況に立ち至っておりますけれども、この点をどのようにお考えになっていらっしゃるのか。御承知のとおり、この開発の経過を見てみますと、第一次の基本計画、すなわち昭和三十九年二月閣議決定された第一次の基本計画というものは、目標年度を昭和四十五年に置かれていて、それまでの期間に利根川水系全域にわたって発生する新規の水需要を上水道用水毎秒約五十トン、工業用水毎秒約三十トン及び農業用水毎秒約四十トン、合計いたしますと毎秒百二十トン見込んでおるわけなんです、これに對しまして新規の水資源開発施設は八木沢ダムあるいは下久保ダム、利根川河口せき、草木ダムの建設あるいは震ヶ浦開発等によりまして必要な水を供給する計画であつたわけなんです、しかし、この予定された計画の施設のうち目標年度までに完成したのは、いま申し上げた中で八木沢ダム、これが昭和四十二年しかなかったかと思ひますが、それと下久保ダム、これは四十三年、それから印幡沼開発で、あとは緊急対策として認められました中川、江戸川緊急水城が実現しただけで、この確保された水の量といふものは毎秒四十七・四と、水系全体の必要量の三九・四％ぐらいになつておるわけなんです、このうちに東京都に割り当てられたのは毎秒二十一・九トン、約二十二トン、だから必要量の四四％にすぎない。残りはそのまゝになつておるというふうな状態になつておるわけなんです、そういういたしますと、この計画が第二次基本計画に引き継がれるというふうな事態になりまして、一番最初申し上げましたとおり、渇水あるいは節水という社会環境に置かざるを得ない、そういう状態になつておる。この点に對して、これは局長からでけっこうでございますが、まずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(松村賢吉君) 利根川関係の水資源の開発並びに水需要に対する供給の問題でございますが、ただいま先生から御指摘がありましたように、利根川水系の水資源開発基本計画というものができております。現在のものは昭和五十年を目

標にしているというので、しかも進捗率が非常に悪いということでございます。これにつきましては、確かに先生の御指摘のとおりでございます、われわれもいたしまして、この新規の水資源の開発というものを極力進めておるわけでございますが、御承知のように、地元の補償の状況、これが主でございます。こういうことで地元との関係また水源の地域と、それから需要地との関係、こういうものがございまして、非常に工事に難航しているという事実でございます。それで、私どももいたしまして、この辺のところを極力進めべく、このたび水源地域対策特別措置法、こういうものををつくりまして、四月からこれを実施していこうというところでございます。こういうことによつて地域住民並びに地域の市町村、こういうところとの関係を円滑にいたしましたして、極力進めていこうというところでございます。

ところで、この東京地域、これを見ますというところ、将来の開発はどういうことになるかということと、ございしますが、実を申し上げますと、この東京地域の――東京地域と申しますと、東京を含みます南関東地域全体につきまして、私どものほうといたしましては、広域利水調査というものをやっております。それで、この結果によりまして、いうと、昭和六十年の水需要を考えると、実を申しますと約毎年十九億トンほどの水の不足が出るという現在の状況でございます。現在考えられます可能な上流のダム群あるいは下流及び中流部の流況調整河川施設等も考えましても足らぬというふうな結果でございます。それで、一つにはこの水の利用の合理化、こういうものを極力進めなければならぬ。現在むだになつておる水を極力使う、あるいはむだな水利権の有効利用、それからさらに工業用水等の利用の合理化あるいは下水道の一度使った水の再利用、こういうものも極力進めましてこの穴を埋めていかなければならぬというふうな考へておるわけでございます。

○田代富士男君 いま申されましたとおり、第一次の基本計画というものの進捗率が非常に悪い

と、そういうことで四十五年の七月に第一次の基本計画を全面的に變更をいたしまして、いま話がありましたとおり、昭和五十年年度を目標年度とする第二次の基本計画がされたわけなんです、四十五年年度から五十年年度までに発生する新規の水の需要量を上水道用水毎秒五十トン、工業用水毎秒約四十トン、農業用水毎秒約四十トン、合計いたしますと毎秒百三十トン、これに對する供給目標といたしましては、いま申し上げました第一次計画からつくりました利根川河口せき、その他に加えて思川開発及びその他のダムの建設とあわせてまして水利利用の合理的な処理をはかるとされが、この新規の需要量約毎秒百三十トンのうち、東京都関係は上水道用水が毎秒三十一・四トン、工業用水毎秒五トンの合計約三十七・五トンに上つておると思ひますが、しかし、この計画の中で昭和五十年年度までに完成する水源施設は、すでに完成した利根川河口せきと現在工事中の草木ダムの二つだけで、この二つの事業の開発水量といふものは毎秒三十五・一トン、そうしますと、水系全体の必要量の二六・二％にすぎないと、これは数字の上でございますが、これを東京都の分としての予定される水の量を見ますと毎秒二十・六七トンであるものの、必要水量に對しましては五五・三％になる。そうしますと、これを三十七・四マイナス二十・六七トンを引きますと残りの十六・七三、すなわち毎秒十六・七三トンの供給は昭和五十一年度以降の水資源開発に待たねばならないことになると同時に、その計画というものはまだ決定されてないというのが現在の実態じゃないかと思うわけなんです。

じゃ、このことは、いま東京のことを数字的に申し上げましたけれども、これは東京だけでなくして、東京を囲んでおります千葉、埼玉両県におきましても水需要というものは逼迫しているのが実情じゃないかと思うわけなんです。そうしますと、政府が新設予定の宅地開発公団、この宅地開発公団をして宅地開発の大量供給による住宅

建設ということ、いまさきもいろいろ話がありましたけれども、こういうことを実施しようとしている。そうしますと、この水資源の供給速度で、しかも計画に対する責任制がない状態では、これはちょっとやることなすことと合わない空論になるんじゃないかと、すなわち住宅を建設する場合にも、水の供給可能によって、そして土地は開発され利用度が決定することが必要であるにもかかわらず、現実には逆の開発過程を進んでいるんじゃないかと、そう考えざるを得ませんけれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(松村賢吉君) まあ、水の供給のほうを実は担当しております河川局といたしましては、現在の計画しているダム等の水源開発施設、これを極力進めていくということでは対処しているわけでございます。ただ、この宅地開発公団関係の水の状況、これにつきましては、実を申し上げますと、私どものほうといたしましては、新たにこれによって水の需要がふえるということとは実は考えておりませんで、想定しております昭和五十年、あるいは広域利水でいきますと昭和六十年、こういうもののいわゆる計画の必要利用量、この中にこれらは包含しているということに考えております。それで私どものほうとしては、この水資源の開発、これを極力進めてこれに対処していくとともに、暫定的な問題といたしましては、実は現在工事中のダム、こういうものを引き当てに暫定的な水利権等も一部水道用水等には与えているところがございます。こういうようなことはどういふことかと申しますと、水の需要の安定性が多少悪くなりますけれども、当面の需給を何とかこれで追いつかせていくということをやっている一つの緊急措置でございますが、こういうようなことによりまして部分的な供給を補い、全体といたしましては、極力この水資源の開発を進めていくという考え方で進めている次第でございます。

○田代富士男君 次官、いかがでございましょうか。それは住宅局長がいまいちしやいませんが、住宅局長がいちしやたらその関係について

てお尋ねしようと思つたんですが、席を立つていらつしやるんですが、いまさき大臣は、横の連絡が必要であると、そのように申されていたわけなんです。その問題提起として、河川局長は水の問題ふやそうとしていらつしやいます。住宅が建つても水がなかったら家に住めないという具体的な問題を提起したわけなんですけれども、その点いかがでございましょう。

○政府委員(内海英男君) ただいま河川局長から水の利用ということにつきましてお答えがあつたわけでありまして、宅開公団がございまして、宅地の大量供給がなされたときの水の受け入れ態勢はどうかという御質問によつての答えであります。この宅開公団がございまして水の利用が増大するのではないかとこのことを想定されるわけでありまして、これは南関東広域利水関係全般を見まして、六十年を目ざしての水資源開発事業、こういうものの中にやっぱ含まれていまして、それを見たと上での宅開公団としての宅地の大量供給ということを行なつていくことになると思つて、いま局長から答へましたとおり、水資源の開発であるとか、さらに水の利用等をいかに今後合理的に進めていくか、こういう方向に積極的に推し進めることによつて水不足を幾らかでもなくしていくことと、こういう政策を強力に進める以外にないかと私は考えております。

○田代富士男君 いま政務次官がおつしやつたこと以外にないと思つてすけれども、実際にはこれと大きな問題になつていくことは事実です。大阪におきましても、私の知っている兵庫県におきましても、水の問題が解決しないために住宅建設ができないというところが多々あるわけなんですけれども、後ほどまた問題が出てまいりますから、そのときにお尋ねしたいと思つています。

で、昨年建設省が発表いたしました広域利水調査第二次報告書によりますと、いまも局長がお話していらつしやいましたけれども、昭和六十年の水の需給は、南関東、すなわち埼玉、千葉、東京、神奈川、の一都三県では年間約二十億トン、それから京阪神、大阪、兵庫の一部と京都市では年間十二億トン不足するほか、大分県の一部あるいは備後、昨年異常事態を生じました四国の高松など、こういう六区で供給不足になるという見通しがなされていられるわけなんです。しかも、これは今後計画されるダムが建設された上の計算でなかつたこれだけ不足であるということ、これが調査報告書に出されているわけなんです。ところが、もし肝心のダムの建設が進まない、水不足はさらに深刻になつてくることは間違いないと思つておられます。いま第一次の基本計画が進行中でありますけれども、この長期展望に立つた水資源需要に対する対策について、今後どのように考えていかれるのか。

と。しかし、一方、東京都の総合開発審議会の答申では、こういうような心配を、問題を提起している。これに対して、自治体ではどうにもしたかたがないし、建設省としてどのようにこの問題に対処されるのか、お尋ねしたいと思つています。

○政府委員(松村賢吉君) 基本的な考え方としては、この広域利水調査報告書にありまして、全国的に見ますと、水の需要と供給のバランスは一応とれていられるわけでございます。全体で、昭和六十年までの新規需要につきましては、河川水の需要量が約四百億トン、それに対して供給は四百六十五億トン可能という線を出しておりますので、一応バランスはとれているわけでございますが、御指摘のように、南関東あるいは京阪神、これらにつきまして著しい水の不足の状況が生ずる、これをどうするかという問題でございます。一つは、やはりこの水の需要につきまして、需要のほうの分散と申しますか、人口の集中の抑制あるいは産業の分散等を含めました需要の分散ということが重要かと思つています。これに対する措置といたしましていろいろ考へていられるわけでございまして、一方、水の供給のほうにおきまして、やはり今度は分散とは逆に、地域間の融通ということも考へる必要がある程度であろうと、この両方からこれを調整していくということが根幹でございます。また一方、水の利用の方面におきまして、これも先ほど申し上げましたが、合理化ということを進め、また、水の再使用ということも極力考へなければならぬということでございます。それから先ほど東京都のあれにもございまして、日本に水の資源というもの、必ずしもこれは無限ではございません。降雨量は千八百ミリという年間降雨量、世界でも多い降雨量でございます。世界平均の約二倍半くらい降っているわけでございますが、一方、面積は狭小であり、人口が多いということから、人口一人当たりの水の量、雨の量ということになりますと、世界平均の約五分の一程度しかないということか

ら、必ずしも水の絶対量そのものは豊富ではあり
ません。しかも、その雨の降り方、地形の状況等
から、これを全部利用するには非常にむずかしい
点がございます。したがって、われわれとい
たしましては、この水の供給を極力ばかりです
が、やはりこの水の量というものは有限である
ということも考えながら諸般の施策をやらなければ
ならぬのではないかと考えております。

○田代富士男君 もう一つのあれでございます
が、これはもうすでに御承知だと思いますが、経
済企画庁が首都圏の水不足に対処するために、荒
川でございますね、埼玉県と東京都を通じており
ます荒川を水源開発促進法に基づき指定水系に
する方針を固めていると言っておりますけれども
も、指定水系にし、ダムを建設する計画を打ち出
すとしても、これは地元の協力がなく限り水源
開発は不可能であることは現在までの実情から見
ても明らかじゃないかと思ふんですね。しかし、
このように、いまも局長申されるところに、水不
足ということはいへんなこととあります。私が
当初申しましたとおり、洗剤や、あるいは石
油、灯油でさえもあれだけの騒ぎが起りました
のに、水不足になったらいへんなことになるわ
けです。その取り組み姿勢は、経済企画庁ではこ
のように言っているけれども、どのように取り組
まれる姿勢なのか。荒川は、現在かんがい・発電
用の二瀬ダム、これは完成されておりますが、二
瀬ダムのほか、建設省直轄の滝沢ダム、浦山ダ
ム、埼玉県事業の有間ダム、合角ダムが計画
中で、建設省の調査によると、さらに五カ所ないし
八カ所ほど開発可能と見ていると言われておりま
すけれども、年間二千七百万トンの水を埼玉県と
東京へ供給できると想定されておりますけれども
も、しかし、ダム建設というものは水源地域の協
力が得られることが先決じゃないかと思ひます。
私も、先日大阪の事業団へお伺いしたときに、非
常にこの問題で悩んでいらつしやる実態を聞きま
した。この地域の協力が得られることが先決であ
ると同時に、受益者側の協力も要求されるところ

でありまして、どのように対処するかが最大の課
題じゃないかと思うのです。水源地域対策特別措
置法は四月の一日から施行されますけれども、そ
れにどのように対処しようと思われているのか、そ
こあたりを明確にさせていただきたいと思うので
す。

○政府委員(松村賢吉君) 現在、水源、特にダ
ムの開発におきまして一番の難点と申しますのは、
確かに地元との関係でございます。まず個人的な
補償の問題でございますけれども、これにつきま
しては、われわれとしましては、極力誠意を持っ
て交渉し、この生活が現在程度以上に何としてで
もできるような形の補償をやるべく努力をして、
地元とも折衝をしておるわけでございます。この
地域全体につきましては、地域の公共補償関係、
あるいはまた、これに関連いたします地域の環境
をよくするようないろいろな施設、こういうよう
なことにつきまして、先ほどお話ししました水
源地域対策特別措置法、この精神もこういうと
ころにあるわけでございます。われわれとしまし
ては、この精神をできるだけ生かして地元との接
触を円満にして、ひとつこの御協力を得まして開
発を進めていきたいというふうに考えております。

なお、荒川を水源開発の指定水系にするかど
うかという問題、これにつきましては、経済企画
庁の主管でございますが、われわれといたしまし
ても、この点につきましても十分検討していき
たいというふうに考えております。

○田代富士男君 水の問題はどこまでいっても
きない問題ですけれども、いまも局長がちょっと
申していらつしやいましたけれども、わが国の年
平均の降水量ですけれども、これは単位面積当た
りの降水量は、私の調べました手元の資料では千
八百八十八ミリ、約六千七百億トン。このうち河川
に流出する量は約八〇％、約五千二百億トンと想
定されます。これに対して、全世界の陸地の平均
降雨量が年間七百三十ミリ。これはいま局長も話
していらつしやいました、これで日本の降雨量

は年間平均二・五倍にあたりまして、比較的豊富
であるということはいえらると思ひます。局長の話
のとおりであります。しかし、水源の利用とい
う面では、今度は人口一人当たりの降水量で見
ていきますとどのくらいになるか。世界平均、ま
た、アメリカやソ連の数字と比べて、どの程
度になっているか。人口一人当たりの年間降水量
は、日本は六千五百トン、アメリカは三万九千二
百トン、ソ連は三万七千トン、カナダは三十八
万五千トン、ドイツ連邦共和国は三十四万七千
トン、イギリスが三十五万六千トン、イタリアが五
千六百六十トン、このように数字の上から見
ていきますと、アメリカやソ連の約五分の一程
度にすぎない。これは国全体を比べた場合にはこ
ういふ結果が出ております。ところが、わが国におき
ましても、降水量には地域的に偏差があります。関
東及び近畿では、それぞれ一人当たりいたしま
すと、二千五百トン、三千百トン。わが国の平均
が六千五百トンというところでございますから、関
東、近畿ではわが国の平均値の二分の一以下であ
ると、こういうような状態です。さらに人口の著
しい密集地でありまして南関東、すなわち埼玉、千
葉、東京、神奈川の都三県では九百トンです。

京阪神地域、これも人口の一番密集地でありま
す。これは九百三十トン、きわめて少ない。じゃ、
わが国平均が六千五百トンでございますから、そ
のうちの九百トンとなりますと、どのくらいでござ
いますかね、七分の一かその数字でございま
す。そこへ人口が密集している。しかも、こ
ういふようなへんばのある現在の状態をどう見るか
というところでございます。だから広域利水調査第二
次報告書、いまさっきも申し上げましたけれども、
人口集中が続くならば、このまま続いてい
くならば、昭和六十年には、南関東、京阪神地域
では、人口一人当たりの降水量はそれぞれ七百五
十トン、八百五十トンまで減少すると予測すると
同時に、年間需要は両地区とも四百トン程度にな
ると想定されて出されております。降水量の半分
程度、五〇％まで利用しなければならぬという、

こういふようなことが報告書の内容に出されてお
ります。しかし、たとえば利根川の栗橋地点で
は、濁水量が毎秒約八十トンであるのに対しまし
て、下流部の農業用水等にはほぼこれと同じ量がす
でに利用されている。その上、利根川水系の水資
源開発基本計画では、昭和三十七年から五十年の
間に新たに利根川筋に依頼する水需要量がおおむ
ね毎秒八十トン程度と、このようにされておるわ
けなんです。こういうことを考えてみますと、ど
うなるかということなんです。これに対する上
流のダム建設は進んでいないと、いまさっき私が
る申し上げましたところでございますし、局長
からもその意味の話がされたのが実態でありま
す。しかも、土地の利用、住宅の建設という必要
性があると同時に、都市用水の増大、これは下水
道の整備も私が最初に、大臣がいらつしやるとき
にお尋ねしたのもここに含まれてくるわけなんです。
これも増大されていく。水源の確保こそ最
大のネックだ、緊急課題じゃないか、そういう意
味で、当初民生の安定のために大臣が力を注ぐと
言われた場合に、衣食住が満ち足りてこそそれが
満たされるのだ、その場合に住宅、水、これは欠
くことのできない問題だけれども、いまさっきの
局長の話された内容からも取り上げてまして、こ
ういふ問題に対しては政府の姿勢がいまのままで
よいのかどうか、この点いかがでございますよう
か。幸い大臣も予算委員会からお帰りになりました
から、どうでございますでしょうか。

○国務大臣(亀岡高次郎君) 私どもの一番愛してお
ります点を御指摘いただいたわけでございま
して、実は私も就任以来、治水、利水という問題は
どのようにしてやるか、現状把握につとめた次
第でございますが、もともと水とやばい水という
問題に国民の関心が集まらなければならぬので
はないかという気持ちを持ってきた次第でござ
います。特に利水基本計画といったような問題につ
きましては、道路等の五カ年計画に比べますと、
もともと国民の関心が高まって予算措置等も
積極的になされなければならないのではないかと

いう感じを持ちながら、特に四十九年度予算編成に当たりましては、総需要抑制という中ではございまして、とにかく水というものを、いま御指摘いただいたような線で、一滴でもよい早く利用できるように方策を講じなければならぬというところで、大蔵とも折衝いたしまして、建設省から要求いたしました調査、ダム調査地点あるいは実施計画でやるべき地点、着工ダムというように点はほとんど全部予算を計上してまいったというところでございまして、これは御指摘の中にもありましたように、緊急対策としてとりあえずの対策であつて、やはり日本の国全体を考えました際には、やはり大都市圏——関東圏、近畿圏といったような人口集中を抑制してまいらなければならないという基本的な思い切つたやはり政策が講じられなければならない。それには、建設省といたしまして、地方中核都市というような計画を立てまして、そして国土の均衡ある発展という構想のもとに、一応どこに住んでも同じような住環境、生活環境というものを得るような理想を持ちながら建設行政を進めてまいらなければならない。これもやはり利水対策の水資源の問題を解決するには、やはり地域的な人口配分ということも十分頭の中に入れてやっていかなければならないということ、地方中核都市の整備強化というような面について、もう力を入れておることとございまして、こういう点につきましても、国土総合開発という問題がどうしてもここに実行をされていかなければならないということ、そういう立場からこの問題に取り組んでおる次第でございます。

○田代富士男君 大臣のお話をお聞きいたしました。田中総理の日本列島改造論でなくしてはこの問題は解決しないというふうに受け取れる面もありまして、そういうあれで受け取つてもらつては、まあ悪いと思いますが、端的に調査報告書の中から出された数字でもって、どう取り組んでいくのか。大臣のおっしゃることも必要じゃないかと思ひますけれども、国土総合開発によつて解決していかなくてはならないという意味

は理解いたしますけれども、日本列島改造論によつてでなければこれが解決しないという問題じゃないかと思ひます。まだとる道はあるんじゃないかと思ひます。そういう意味から申し上げておることとございまして、その点よろしくお願いしたいと思います。

それで、同じく建設省のたいたいの第二次報告書の中からまたお尋ねをしたいと思ひますが、昭和六十年におきまして生活用水は年間需要量が二百七億トン、工業用水年間需要量が三百七十一億トン、農業用水年間需要量五百八十五億トン、合計いたしますと一千六百六十三億トン、昭和四十五年の実績年間七百九十四億トンに對しまして三百六十九億トンの増加となるものと推定されておりますが、この昭和六十年におきまして年間需要量は一千六百六十三億トンのうち、地下水に依存するものを除きまして、地盤沈下対策等の地下水転換分を考慮すると、河川に必要となる水量は年間九百六十七億トンになると推定されております。これは調査報告書の中に明確に出ておりますが、これは昭和四十五年に河川から供給している水量五百六十億トンに對し、新規必要量は四百二億トンとなつておるわけなんです。この内訳は、生活用水は年間二百二十七億トン、工業用水が二百二十二億トン、これが都市用水として三百四十九億トン。それから農業用水が五十三億トン、合計で四百二億トン。そうしますと、新規河川水必要量のうち約九〇％は都市用水として要るわけなんです。このような都市用水の飛躍的な必要に對する確保に對して、しかも地域境界の激しい、いまもるその実情を提示しましたけれども、大都市の地域等の必要と相まって、将来この十カ年に課する建設態度というものはどうあるべきか。六十一年の数字はこのように出ておりますけれども、この点に對しましてはいかがでございましょう。いま数字でもってさらに提示したのですけれども、これは局長からお願ひいたします。

○政府委員(松村賢吉君) 数字につきましては、ただいま先生から御指摘のとおり数字でござい

ます。新規の河川水の必要量が全体で四百二億トン、そのうち生活用水が二百二十七億トン、それから工業用水が二百二十五億トンということになるわけでございます。これに對しまして河川の水資源の開発ににつきましては、この広域利水調査報告書にも個々の地域、ブロックごとに計画はもちろんでございまして、ただし、先ほど申し上げましたような南関東あるいは京阪神等の地域については水不足、供給が足りないという形になっておる。ですから、まず第一にはこの計画しておる湖沼の開発、これを極力進めていくということが第一でございまして、これに對しましては、われわれといたしましては、地元との折衝等におきましてできるだけ努力をして進めていく所存でございます。ところが、一方この不足の対策、穴のあいてるところをどうするかということとござい

ますが、これは先ほど申し上げましたように、利用の面におきましてもこれを考えなければならぬ点があるんじゃないか。水の利用の合理化あるいは水の高度利用というようにことと對処していかうということをお考えおるわけでございます。いづれにいたしましても、この昭和六十年の水の需給の状況というものは、格段の努力をしない限り、非常な事態が起こるおそれがあるもので、われわれといたしましては、水資源の開発を極力進めるとともに、いまの水の利用の合理化、高度利用という点についても極力関係各省等とも打ち合わせをいたしながら努力をしていきたいというふうな考へておる次第でございます。

○田代富士男君 もう時間がまいったそうでございます。あとこの問題についてはもうちょっと聞きたいのですが、また次の機会にでも回したいと思ひますが、最後に、都市局長にちょっとお尋ねしたいと思ひますが、前回、当委員会におきまして、屋外広告物法の施行条例について審議されましたけれども、この第十五条について簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 「適用上の注意」という条文を新たに加へまして、「この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人權を不当に侵害しないように留意しなければならぬ。」という旨の規定が加わつたわけでありまして、これは国会における修正によつて加わつたわけでございます。

○田代富士男君 この法案は、ずいぶん当委員会におきまして、不備な点があるありまして、私もその問題点を提起した一人でありますけれども、特に第十五条の問題でございまして、十五条のモデル条例はどうなつてゐるのか。自治体に対してその十五条をどのように指導されたのか。そこらあたりをちょっと説明していただかせんしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) この法律の条文自体に「この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用にあつては」と書いてありますから、法律だけで条例の適用をも含めて直接に規定しているわけでございますが、この法律の趣旨と同様なことを条例にも書くということが望ましいと思ひまして、都市局長でこの改正法施行の通達を出しました際、従来からあります標準条例案の最後の項目に同様の「適用上の注意」という規定を置いて、この「条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人權を不当に侵害しないように留意しなければならぬ。」というところを書いたわけでございます。

○田代富士男君 それでは、私は、この問題でどうしようかというあれではございません。ただ、こういうものが有効に生かされるようにやつてもらいたいわけなんです。いま、御承知のとおり、施行条例案を各地方自治体で審議中であります。そういう意味から、建設省からの指導要綱等が審議されておりますけれども、この改正案の食ひ違ひが起きているわけなんです。特に私は大阪なものですから、大阪府の考え方、大阪市の考え方、食ひ違ひが生じてきてゐる。このような食ひ

違いが生じてくるということほどに原因があるか。基準が明確にされているならばこういふ食い違いというものは起きないじゃないかと思うんですね。そういう点から、私は、提案といたしまして、各自自治体で問題になっている自治体があるならば、あるいはスムーズにしている自治体があるか、お調べになったらどうだろうかと思ひます。だから、きょう私はこの問題を詰めていく考えはありませんが、私自身がそのように大阪府、大阪市から言われまして、改正案の食い違いというものを私自身もいさ感じておりますので、それから、それからあたりをひとつ局長の立場から資料を取り寄せたりしたいとして、適切な指導をやっていたら、きょう、これは私からお願いでございますが、そしてまたお話を聞きたいと思ひますから、その点いかがでございますでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) この改正法に基づく条例の改正について、さうそく現在の各府県、指定市の提案、すでに議案に提案しているもの、あるいは提案準備中のものにつきまして内容を寄せて、できればいたずらな不統一がないように指導したいと思ひます。ただ、都道府県と指定都市合わせて五十六のうち、現在わかっている範囲ですでに三十五の道府県市が現在の議案に提案中でございますので、その分につきましては、新年度から条例改正を施行しようということでも、進んでいけるものから、必ずしもいまからこちらの指導が必要になるかどうか、時間的にちょっと無理があるんじゃないか。なお残る二十一の都府県市につきましては、六月以降の議案を予定しているようにございますので、できるだけそのようにしたいと思ひます。

○二宮文造君 関連して三件お伺いしたいと思ひますが、まず一点は、先ほども大臣から答弁があった公営住宅ですね。公営住宅の入居のための収入基準、これが従来も上限が低いところに押えられていたということで当委員会でもたびたび問題になりました。たしか昨年でしたか、一年ごとに見直しを合うように手直しをしていく

と、こういうような方針を伺っておりますが、現行の収入基準がすでに実情に合わない。ちょっと私いま雑な計算で、はつきりした数字を持っておりませんが、一種住宅で標準四大家族で大体百五十万見当、これをこえたと入居資格がないと、こういうふうなことに押えられているのがゆえに、せつかく公営住宅も利用できないと、この上限を何とか上げてもらいたいというのが入居希望者の要求であります。したがって、こういうふうな物価も上がってまいりましたし、現在の百五十万見当という上限が実情に合わないことは御承知だろうと思う。また、一年ごとに見直ししていきないう前の答弁もあつて、早急にこの収入基準の上限を改定をなさるべきではないか、その考え方に

ついてお伺いをしておきたい。もう一点、第二番目は、政府のほうが持ち家政策を進めております。したがって、持ち家政策にのっとって銀行ローンで、住宅ローンで建築をされている方が相当ある。ところが、最近公定歩合の引き上げによって、前の契約にまでさかのぼって金利を引き上げていく、こういう事実があります。銀行名は伏せますが、そうしますと、借りて人はその計画に基づいて返済をしていくんですが、銀行の都合で、公定歩合が上がれば一方的に金利を引き上げられるということになりますと、支払い計画がくずれてしまいます。この点は、私もいままで聞いていた範囲内では、持ち家政策というものを重視する関係からこういう住宅ローンの金利は引き上げないように行政指導をする、こういうふうな聞いておるんですが、それが一部くずれております。普通の銀行ローン。それからもう一つ同じく住宅ローンの関係で銀行と信託業務を兼営しておられます銀行が、これは信託貸し付け金であるという理由に、これも前の契約にさかのぼって、たとえば年利九分で契約しておいたものが現在一・五%に引き上げられている。こういうふうな借り手にとってみれば、その銀行は銀行と信託業務を兼営しておりますから、原資は一体信託金なのか、普通の一般の預

金なのか、借り手は全然わかりません。ただ、名目が信託貸し付け金となつていっているがゆえに、脱法行為をみたいに、この金利が随時引き上げられていくというふうな傾向があるようです。この点についてどうのよう行政指導されるのか。もう一点、同じく住宅ローンで専門四社があります。金融機関が出資した専門四社がある。この場合も既契約の分にはさかのぼって金利が引き上げられております。これは九%ぐらいの契約だったものがこの二月ごろに一・四%、こういうふうな引き上げられている。これは公定歩合の引き上げがもとにこういう弱い人におつかふさつていくようなことになりす。これは政府のいままでの指導と全く反するのではないか、こう考えますが、この点。この三つに分けて考え方を御説明いただき

たい。それから、三番目は、これは中国縦貫道路の問題ですが、御承知のように、もうすでに西宮の約二百メートルを除いて両側がでさかりつつあります。ところが、この西宮が住宅地を断絶するようになつていふことになって騒音公害ということ、住民はトンネルにしてくれと、こういう要望を公団に出してあります。ところが、その要望に沿わないまま現に強行着工している。こういう情勢で付近の住民が非常に心配をし、いわば実力行使をしてでも阻止したいと、こういうふうな傾向のようですが、この青葉台の中国縦貫道路をどういふふう地に地元民の意向を聞きながら措置をされていくのか、この点。この三点をお伺いしたい。最後に大臣にそのま

とめをお願いしたいと思ひます。以上よろしくお願ひします。

○政府委員(沢田光英君) まず第一点の公営住宅の入居基準でございますけれども、これは先生おっしゃられますように、この国会におきまして大臣からの発言がありまして、毎年見直しして、必要あればそのつどそれを改定していくと、かようなルールになつてございます。そこで、現在の入居基準はどういうことになつているかといひます

と、第一種では、これが一昨年の暮れから昨年の四月までの間に改正をされまして、現在では、いわゆる基準上は第一種では五万八千円、第二種では三万円、これを標準世帯に引き直しますと、先ほど先生がおっしゃいました一種では百四十八万円、二種では百六万円、かようなものを入居者の資格限度としております。しかし、先ほど申しました原則に照らしまして、この一年間に物価が例年よりも異常に上がつております。そこで、私は、この見直し作業をして、当然これは直さなければいけないと思ひますけれども、ただ、法律が通りまうと税制が改正されます。そこで基礎控除、勤労控除などが上がります。そうしますと、いまのルールのままでも先ほど申し上げました百四十八万とか百六万というものがおのおのいまの原案では百七十二万、百二十二万というふうになります。しかし、これだけ上がりましたも、私は、現在の物価と所得の関係からいふと、まだ足りないというふうな判断をいたします。そこで十分これは調査をいたしまして措置をしたいと思ひております。

それから第二点の住宅ローンの問題でございますが、私も、この住宅の金融というものは住宅政策上に非常に大きなウェイトがあろうと思ひております。全体住宅投資の中、現在で二〇%程度がこの金融資金というふうなことがなつてございます。民間金融資金でございます。私も、この住宅ローンというものは、やはり性格上長期である、低利である、しかも安定しておる、こういう必要があろうということ、この筋を貫くべく指導をしてきておるわけでございますが、直接の銀行担当でございます大蔵省銀行局と十分連絡をとつておまして、大蔵省のほうでは金融制度調査会、私のほうでは住宅地審議会の中の金融小委員会、こういうものでその住宅金融というのはいかにあるべきかということをやつておりますけれども、そういうふうな先ほどの性格に徴しまして、大蔵省とともに私は銀行を指導しております。さらには、昨年に至りまして日銀、こ

こいらあたりにも実は通達をもって、住宅金融に
関しましては量の問題、金利の問題、これは確保
すべきであるというふうなことで申し入れもして
ございます。そういう結果、実は公定歩合が上が
り、あるいは一般市中金利というものが上がりま
した際にも、銀行協会の会長さんが一月九日す
か、新聞発表しておりまして、住宅金融の金利は
上げないということを発表しておるわけでござい
ますが、私もこれを信じておりましたが、先生
御指摘のようなことがあるといたしますれば、私
どもの方針とだいぶ違いますが、至急これは調
査をして、さらに強力な指導をしたい、こうい
うふうに考えます。

○二宮文造君 三件ともですか、三つともです
か。銀行ローンの場合、信託ローンの場合は。
○政府委員(沢田光英君) いまは一般金利の場合
でございます。

○二宮文造君 信託と専門四社の場合。
○政府委員(沢田光英君) これは次にお答えをい
たします。

信託の場合でございますが、通常信託業務を兼
ねておるといふ銀行は非常に少ないと思ひます。
そこで、住宅ローンは先ほどのようなことで、結
果といたしますれば、需要者に低利で長期に、し
かも安定的にやらなければいけないということ
でございますが、通常、信託の資金というのは長期
でございますから、入ってくるほうが、比較的こ
れは使いやすいというふうな思ひが、比較的に
金利を取るといふことで貸し付けて高い金利に
反します。したがって、これもどかがさうい
うことをやっているか、私も大蔵省とよく相
談をして調査をいたしまして、さらに強力な指導
をしたいと思ひます。

それから、専門金融機関でございますが、これ
は銀行ではございませんで、貸し金業ということ
になってございます。原資が市中銀行からくると
いうことで商売は非常に安いということでは上
げたんだと思ひますが、とにかく九割台から一割

台に上がっております。しかし、これは住宅金融
といたしましては、一割にもなりません。い
わゆる勤労中堅階層というものはこういうものを
主力として住宅の建設に使えないと、あと償還が
できないのではないかとこのように私も考えま
す。そこで一つの案体でございますから、各種の
資金源の手当ての問題とか、そういうことで長期
的にはそういう制度が低利になるようにこれは
バックアップしなければいけないと思ひます。そ
ういうことで大蔵省と協議をいたしますが、とり
あえず一割以上は上がりましたものに関しまして
は、これはできるだけ合理化をして低く抑え
るという指導を今後ともやりたいと考えておりま
す。

○政府委員(菊池三男君) 中国縦貫道の青葉台の
問題でございます。ただいま先生お話のように、
中国縦貫道は現在宝塚まで供用しておりますが、
宝塚から先、この西宮の一部を除きまして、それ
から兵庫県の福崎というところまで間もなく来春
にはでき上がって供用を開始できるといふところ
まで工事は進んでおります。ところが、この青葉
台の地区につきましては、地元の方々の了承が得
られませんでした。昨年末で鏡意公団のほうと地元
の方とお話し合いを進めてまいりましたが、話がつか
ず、昨年の十月に道路公団が強行着工という
形で着工したわけでございます。その理由は、実
はこの団地は不動産会社がやっております宅地開
発の団地でありましたけれども、ちょうど馬の背
のようになった高台でございます。そのところを
高速道路がちょうど横断する形で突っ切るわけで
ございます。たまたまフォーメーションがそこが
山でありますので、道路のほうが低いものですか
ら、台地をカットして切り土の形で道路が入って
まいりますので、平地と違ひまして音の問題は比
較的影響が少ないわけでございます。公団として
は、さらにその肩のところに防音壁を建てると
いうことによつて環境基準は守られるということ
で、そういう工法でいきたいということと地元の
方と協議してまいりました。地元の方は、全部ふ

たをしたトンネル方式にしてくれということでは
がつかないわけでございます。そこで一応強
行着工ということになりましたけれども、その後
も鏡意地元の方との話し合いは進めております。
最近の情報によりますと、これは果あるいは地
元の西宮市の議会の中にもこのための対策の特別
委員会をつくっておりますが、果あるいはその特
別委員会の方々というものも間に入りまして、い
ま地元の方々と相当な話が進展できておりま
す。それによりますと、その中に一部西宮市の市
道がございまして、その下を高速道路が突き抜けて
いくかっこうであつて、従来は橋という考え方で
あつたんですが、そのところをトンネルという
形にして少しでも騒音対策になるようにしたいと
いうことで、一部トンネルという形にしたいとい
う話が進んでおりますが、これはまだ今後地元の方
と、もう少しどこまでやるのかというようなこと
が残されておりますので、鋭意進めておるわけで
ございます。先ほど申しましたように、来春早々
には西宮の北から福崎インターまで供用開始しま
すと、これは数十キロでございますが、その一部が
抜けておるとちょうど馬山のような状態になりま
して、西宮でおりました車が現在の道路を走るとい
うことになりまして交通が混雑いたしますので、私
どもでもできるだけ早い機会にこれを完成したいと
いうふうに考えております。

○二宮文造君 地元とよく話し合つてね。
○政府委員(菊池三男君) はい。

○国務大臣(亀岡高次郎君) それぞれ公営住宅の入
居資格の制限の引き上げの問題、それから住宅
ローン三種類についての政府の考え方、建設省の
考え方、住宅局長から申し上げたとおりでござい
まして、これはどうしても前向きで局長が申し上げ
ましたような線も実現しなければならぬとい
うことで、そのようにやっていきたいと思つてお
ります。

それから中国縦貫道の青葉台付近の問題でござ
いまして、私も就任以来、やっぱりこういう住民
意識の高揚いたしております地域に道路を通すと

いうことになりまして、どうしてもやかましいとい
うことで、私自身も中央線の沿線に住んでおり
ますけれども、最近になるほど、こう思うことを
私自身十年か経験いたしておるわけであります
が、こういう市民のしあわせを増進するためにつ
くる道路が一部の住民の生活を犠牲にするとい
うことは、これはもう今後許されぬという考え方
を持つて、十分住民の納得のいくように話し合
いをしていかなければ、鳥山の例等もよく関係者
の方々に話したしまして、また道路公団にも、責
任者が行つて、そうしてとにかく突っ込んでお互
いに胸襟を開いて話し合つて、そうして現在い
る道路公団においても新技術とか新工法とかい
うものを考えれば、いろいろな構想が鳥山の際
にも実は発見されたわけでありますので、住民の一
〇〇%とはいかないまでも、不満ながらも、ま
あまあ協力いたしまして、とうとうとうとうまでい
つたわけでございますので、この青葉台付近の問題
につきましてもそういうふうなように努力を
するよう、事務局、道路公団にも申しとお
すわけでございます。幸い、そういう私どもの気持ち
をわかつていただいて、地元の方々も中に入つて
いただいて話し合いが現在進んでおりますので、
私は、住民の福祉というものが守られるようにし
ていくことによつて話し合いがつかぬものと、こ
う確信をいたしておる次第でございますので、よろ
しくお願いをしたいと考えております。

○政府委員(菊池三男君) ちょっと訂正さしてい
ただきます。
先ほど私が西宮北から福崎インターまでが来年
の四月と、春と申し上げたということで、これは
ことしの四月の間違ひでございますので、訂正い
たします。
○委員(野々山二三君) 午前の質疑はこの程度
にし、午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩
午後一時四十三分開会

二

○委員長(野々山二三君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○高山恒雄君 大臣に基本的なことを伺いまして、おきたいんですけれども、市町村道については日常生活を基盤にして今後促進していきたいと、むろん二〇%の増をはかりたいという計画のようですが、ここで一つだけ基本的な考え方をお聞きしておきたいことは、奥地産業の開発道という考え方をもちになつておるようですが、過去の日本の現状から見ますと、産業道が中心になつて、地域住民を無視されておつたのではないかと、こういう傾向が今日の時代には大きな批判として出ておると私は思ふんです。特にその点は、過去にく、この生活環境の改善にも努力はするとおっしゃつておられますけれども、これは建設省がこういう点を所信表明の中に挿入されたということとは初めてだと私は思ふんです。したがって、従来のような道路の開発ということはお考えになつておるとは思ひませんけれども、何と云つても、この市町村におけるこの産業開発道ということに銘を打ちますと、少なくともやっぱりそういう点が問題の重点にならうかと思ふんで、こういう点については、この市町村におけるこの奥地の開発というのは、今後新しい開発をやつていこうとお考えになつておるのではないかと私は思ふんです。どういふ構想のもとに、奥地産業開発の道路をやるかという点はどういふ発想なのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(菊池三男君) 従来と変わりました、市町村道等につきましては、生活道路につきまして今年度の五カ年あるいは昭和四十九年度の予算等につきましても市町村道等を積極的に行うというところでございます。これはまたその方針につきましては大臣から御説明があると思ひますが、特にその中の奥地産業道路ということが出ております。奥地産業道路は特別な立法に基づきまして奥地の県道あるいは市町村道を特に整備を促進する

という意味合いが込められております。私も、それにのっとりまして、ほかの道路の伸びよりはこれをどんどん伸ばしていこうという考え方で進んでおります。特に奥地山村道路の場合は県道が主体でございます。まだ市町村道までにはいつておりません。ウエートが県道のほうにかつております。したがって、これは県道との比較をすればいいと思ひますけれども、来年度につきましても、県道の伸びは残念ながら前年度より若干ダウンしておりますけれども、この奥地山村につきましては、昨年度より、若干でありま

すけれども、その全体が下がっている中でもこれは伸ばしてございます。それから市町村道につきましては、これは奥地の市町村道という形であるか、あるいは一般の市町村道ということも積極的にやろうとしておりますので、どちらでともいいわけでございますが、市町村道自身は昨年より約二〇%ぐらい近い事業費を伸ばそうとしておりますので、この奥地の市町村道につきましても、あるいは市町村道の事業という形でもやれるわけでございます。そういう生活道路を積極的に優先的に考えていこうという姿勢でございます。

○高山恒雄君 いや、私がお聞きしたいのは、そういう一般的な見方ではなくて、いわゆる奥地に産業開発をやるための道路をやつていくというところだろふと思ふんです。これは、そうだと思ふんです。したがって、奥地に行くためには、おっしゃる通りに、県道を主体に考えなくちゃいかぬと思ひます。ところが、そこでもう一つ基本的なことをお聞きしたいのは、これからの産業開発に対しては農地の問題があります。これは御承知のように、日本の場合は、国民の最も必要とする食生活に対する産物はほとんど輸入の形態をとつておるというところに問題があると思ふんです。従来と違つて、この農村道路開発というのは、少なくとも農地の将来への計画ということ

を考へないでやつていくということは、これは重大な問題じゃないかと思ふんです。総合計画から考へてみてですね。したがって、単にその市町村から、あるいはまた地方自治体一県からそういう要望があつて、産業誘致のための道路ということになりますと、これは非常な問題じゃないかという私は気がしておるんです。と申しますのは、今日まで出てきておる地域住民の不平というものは、これがまず人間優先という形で行なわれていかなければならないのではないかと。けさもテレビでやつておりましたが、富山県で農地がほとんど産業開発のために公害化してきたと、したがつて、こういう時代では子供の健康、みずからの健康の保持できないと、したがって、三重県の開拓農家に行つて、今日、一年間次の生活の道を開いておるといふ放送もありましたが、この開拓そのものが地域住民のためでなくて産業開発のための道路になつてはいかないかと思ふんです。ところが、建設省は道路さえつくればいいという考えはないでしようけれども、そこいらの総合的な開発のあり方、したがって、また地域住民の賛同する形における道路のあり方というものを基本に考へなくちゃいかぬのじゃないかという私は考へを持っておるわけです。こういう面に対する基本的な大臣の考へ方、これをひとつお聞きしておきたいと思ふんです。

○國務大臣(岡岡高夫君) 確かに御指摘の趣旨、私も賛意を表するわけでございます。実は、一時、産業優先的な風潮が地方自治体等にもございまして、工場誘致とか何とかという非常に私ども陳情を受けた時代もあったわけでございまして、けれども、ただいま御指摘のように、人間尊重、公害防止というふうな反省が全国的に高まりつつあることは、私は、非常にいい傾向であると、こう考へるわけであります。私も生まれたところが農村でございます。過疎地帯等も承知をいたしておるわけでございますが、こういう地区は、主として農業、林業あるいは果樹等によつて、養蚕業等によつて生計を維持してきておるといふ地帯が多いわけでございます。ところが、そういう地域の道路整備というものは、御指摘がございました

ように、非常におくれておると。やはり国道、県道それから町村道といったような順位で整備計画もできておるといふことであつたわけでございしますが、これも現在の五カ年計画を策定いたしますときに生活優先というふうな点も十分考慮に入れましてでき上がったというの、生活優先、人命尊重というふうな気持ちを行政の中に、また計画の中に取り入れたということの証左でございます。私どもとして、今後も、特にこの産業道路と、産業優先ということじゃなくて、やはりその地域住民が将来長く生計を繁栄させていくためにどうあるべきかといったようなことを中心にした地域道路の整備というふうな点も十二分に考慮していかねばならぬのではないかと、いふふうに考へまして、そういうところにおいて、例のガソリン税身がわり財源によつて農村の道路を整備したいという農村からのほんとうに積極的な、自然発生的な要求もございまして、俗に言う農免道路というふうな構想も農林省において進められておるわけでございます。道路は建設省ばかりでやるというふうな御指摘もあったわけでございすけれども、農村地域においてなかなか建設省が手の回らない面、これはもう建設省でやりたいと思ひましても、何しろ百万キロ近い町村道というものがあつてございまして、もうみんな砂ぼこりを立てて、農業経営にも非常に大きな障害を与えておるわけでございまして、これはもう建設省とか何とか言わずに、やはり協力し合つて、現実に基幹農免道路といったような問題についての整備も全国的に取り上げてはかつてある次第でございます。こういうふうには、生活重点の予算の行使としてやつていかなければならぬと思ひます。

○高山恒雄君 そういふ点については、けさの質問にも大臣が答弁されておるようですが、建設省だけじゃなくて、横の連絡をとつて十分配慮をしていきたいということですから、決してそれを疑うわけではございませんけれども、従来からの方針は、少なくともやっぱり産業道路として開発ができたと思ひます。農村で今日立ちおくれて

おることは、われわれも十分認識しておるわけ
です。まず舗装のない町村というのはもうた
くさんあります。したがって、下水も十分でない
という県もたくさんあります。それはそ
のようにやっていただかなくちゃいけませんけ
れども、これも国総法の問題の奥地産業開発
というふうなものとなつて、それが優先する
ことを私はおそれるわけですか。何としてもや
り農家は純農村として生かすという、そして、
かも農民が文化生活ができるようなシステムを
やつぱりつくつてやるんだと、そうすればその
地域において生活が安定し、かつまた若い青年の
定着も多くなつていくんじゃないかという点は、こ
れはもう現実を考へてみて非常に重要なことだ
と考へます。

そこでお聞きしたいんですが、いままでの道路
計画において、きょうも午前中、騒音の防止のた
めに中国で問題になっておるといふお話がありま
したが、私は、建設省として道路の路線をきめる
場合のルートと構造については、少なくともまず
何を先に考へるかという、地域住民の福祉を主
体に置かなくちゃいかぬと思うんですが、ところが、
いま出ているいろいろな問題がございまして、道路
公団等でもやっております計画は、ほとんど市町村
の議長あるいは議員とか、こういう人たちの意見
を聞いて、そうしてつまり地方条例できめていく
と、こういうルートをとつておられると思うん
です。実際には、自分たちの町が二つに分断され
るというのが今日の事例ではないかと思うん
です。ひどいものになりますと、逆に市長は承認
しておると、そして市長は県知事にそれを申請し
て、認可を与えらる、こういうシステムのケー
スでかなり要らざるトラブルを起しておるとい
うのが今日の、いわゆる地域住民の反対として
大きく表面化しておるといふのが現実だと思
うんです。そういう面から考へてみますと、私が
ちょっと触れましたような方法で、ルート、構造等
については、どういふ建設省としては取り扱
いをしておられるのか。まず四国なら四国の、建設省

としていろいろな政策を立てになるでしょう。そ
うしてその委員会もできております。地域住民と
ほんとうに折衝するといふのはルートができてか
らやるのか、事前に少なくともその意見をやつぱ
り拝聴しながらルートをつくろうとするのか、そ
の点詳しくひとつ御説明願ひたいと思ふんです。

○政府委員(菊池三男君) ただいまのお話で、実
は道路の種類によりましてそのやり方は異なつて
くると思ひます。たとえば高速道路の場合、こ
れはもう御承知のように、大まかなルートが法律で
きめられておりまして、それに対して基本計画あ
るいは整備計画といふものを審議会の議を経てき
めます。それから今度公団が調査に入りまして
ルート発表をし、それから実際の設計、協議とい
ふことになるわけでございます。そういうことで、
その間に、たとえば基本計画、整備計画の間は幹
線自動車道審議会という審議会がかり、まだそ
の段階ではこまかいルートにはなつておりませ
ん。非常にある幅で通つております。それから、
それがきまらましてから路線発表しますときに
は、ある程度路線が固定してまいります。その段
階では、公団は県あるいは市町村の關係の行政機
關の方々といろいろ打ち合わせをし、同時にその
地域のほかの関連事業がたつきんごいします。農
政の関連もございします。あるいはその他の関連事
業の調整をとり、あるいはまた文化財等がたつき
んあるところもございします。そういう場合には文
化財の調査もし、その上でこれがよろしいであ
ろうといふことが大体きまらして、それから地元
の方に路線発表するわけでございます。そうしま
すと、そのときに初めてどこがかかるという問題
になります。地元——地元としても、県も地元
でございます。あるいは市という段階も地元で
ございします。あるいは個々の土地の所有者の方
も地元という、非常に一番小さい地元ということ
は、そのルートがきまらした路線発表の段階で知
るわけでございます。しかしながら、その路線発表
いたしましたから、いろいろな道路の構造の問題
やら、あるいはそれに伴つた水路の問題、取り

つけ道路の問題、たつきん問題でございます。こ
れは設計、協議の段階で話し合いをしながら、その構
造の形をきめていくという形をとつております。

一般道路の場合は、その整備計画、基本計画と
いふものがございせんので、国道の場合ですと地
方建設局がいろいろ調査をいたします。そしてそ
の路線の性格であるとか、あるいは交通量である
とか、あるいはその土地の利用がどういふ土地利
用計画になつてゐるか、工業地域であるか、商業
地域であるか、住居地域であるかといふようなこ
と、あるいはその地質、地形等の自然条件もござ
いします。また、その環境条件もございします。そ
ういふはいろいろな先ほど申しましたような地域
計画の問題やら、関連事業たつきんごいします
が、そういうものを全部調査をいたしまして、こ
れが一番いいというものを、これはやはり県ある
いは地元の市町村の方々と打ち合わせをして、そ
れでこれなら大体よからうといふことできまし
て、それから地元の方に発表ということになるわ
けでございます。その発表をしてからも、先ほど
の高速道路と同じように、ほんとうの地主の方々
とは、それからいろいろな問題で協議をしてま
いります。たゞ、この道路が都市計
画の地域内を通る、非常に住居地域あるいは人口
の多いところを通る場合には、最近ほとんど全
都市計画決定をいたしまして、そこでその都市
計画の決定の段階でルートも縦覧いたしまして、
また苦情があればそこで苦情も受け付けるとい
ふような形で、その上で都市計画決定としてきめ
た上で事業にかかるといふことをとつております。
○高山恒雄君 大体そういう行き方でしょうとい
うことも私は想像いたしておりましたが、それで
お聞きするのですが、たとえば五万都市で、実際
にその町を——これは一つの町ですよ。五万の人口
の一つの町で一万人の該当する町があると思
はれますか、それを二つに分断するやうな場合は、これは
たいへん問題だと思ふんですが、その地域住民
にとっては、いまあなたの御説明を聞くと、それ
は一番最後ですね。それでは地域住民が納得し

ないのじゃないかというわしは考へを持つわけ
です。現にそういうのがあるのです。あとで質問し
ますけれども、地域住民は、結局、ルート、構造
といふものを市の段階あるいは県の段階で、ある
いはまた審議会、委員会の議を経て、そして市
の条例でも委員会をつくつて、しかも市長が一つ
の指名権を持つておりますから、自由になるわけ
です。そうすると地域住民の、先ほど申しました
ように、いわゆる五分の一の町あるいは六分の一
の町の住民には、ルートがきまらした後でないと公
にされないわけなんです。これでは地域住民のた
めになるような路線といふものは決定しないのが
当然ではないかと私は思ふんです。私は、こうい
う問題に何回か遭遇するのですが、陳情に。これ
は福井県でもそれがございしました。一べん路線を
決定しますと、これは町を分断するといふことで
あったのですが、しかも一ヘクタールの田地を七
〇%まで道路拡張のためにやけつづしていか
なくちやいかぬ。しかも、その農民たちは三十人
なら三十人の団体でいままでは一ヘクタール平均
あつたものを、八ヘクタールにしてでも助けて
いこうじゃないか、三十アール残ったんじやもう農
民として暮らせないといふので、そういう助け合
い運動をして、その路線の決定にもう少し農地を
生かすやうな方法にしてくれ、町を二つに分断し
ないやうな方法にしてくれ、こういう陳情が一べ
んあつたことがある。いろいろなばくは方法で建
設省にもあるいは公団にもやつたけれども、市長
が承認しておる、県知事も承認しておる。なか
かその変更をしようと思ひないわけですよ、一べん
きまると。ところが一番地域住民を悲しい苦境に
追い込んでおる政策ではないかと思ふんです。そ
れでは地域住民は浮かばれないんじゃないか。特
に最近の高速道路、バイパス等におけるところの公
害といふものをまのあたりに見ておると、ますま
すこれからはそういう面の困難性があると見なく
ちやいかぬじゃないかと私は思ふんです。それを
もう少し地域住民を尊重するといふ形で、市長や
地方の自治体だけでこれをきめるといふんじやな

くて、ほんとうに犠牲をこうむるという地域住民、これの意見をまず先に聞くということが、それをまた納得させてやるということが正しいいんではないかという感じがするわけです。この点、どうですか。

○政府委員(菊池三男君) お話ごもっともでございます。私も最近道路事業を実施するにあたりまして、非常にあちらこちらでそういう問題のトラブルが起こっております。したがって、なるべくそういうことがないように事前に了解済みで道路ができればいいということを常に考えております。

ただ、そこで一つ問題になりますのは、最初から地域住民の方々に意見を聞きたいということは考えておりますけれども、その場合にでも、やはり何かルートがなければ、さあ、どこにいたしましうかということでは、やはり私は地元の方々の御意見を聞くことにはならないと思っております。その場合に、たいてい地元の方々も、やはり道路をつくりますところには、高速道路は別でありますけれども、一般道路の場合は道路の必要性、この辺を通ることはやむを得ないというところは、皆さんやはり御了解はいただけるんです。ただ、だけれどもそこを通ることが困るんだという事例が多いわけでございます。そうした地元の方々の御意見を伺う場合に、どこを通るかきまらずにやはり伺いようがないわけでございます。したがって、やはり私もものはいろいろなことを考え、先ほどの地域分断が起こるということがあれば、それはもうなるべく起こらない方がいいわけでございます。そういう点も道路計画の場合には十分考慮に入れて、総合的に判断した結果、やはりこれしかないということで地元の方にお打ち合わせをするわけでございます。したがって、

地元の方の御意見を初めから伺うのはいいんですけれども、そうしますと、その地元何万人の方全部の御意見を聞かなければならないことになりましますし、あるいはまた、この地区は通ってもいいけれども、この地区はだめだというのがはつきり

出ればいいですけれども、これはやはり道路ができませんことによる利害というものが、一つの道路でも賛成の方もあれば反対の方もおります。それから道路をつくった場合に買収される方は賛成だ、残る方は反対だという隣り同士の賛成と反対もございまして。したがって、そういう意味の地元の御意見を聞くことはできるだけやりたいと思っております。何かそこには限度がございまして、そういう点をやはり総合的な判断という形で、地元の市当局あるいは議会というふうなところで、御了解を得れば、まあそれがやはり集約された地元の御意向であるという考え方でわれわれは進んでいかなければならないのじゃないかということです。いまのお話も十分わかりますし、できるだけそういう形では進みたいと思っておりますけれども、なかなか実際にはむずかしい点があるわけでございます。

○高山恒雄君 それじゃ、一つだけ確認しておきますが、もしルート、構造というものができて、大体、市も賛成だ、あるいは市の条例でもそれを賛成の方向でやはり委員会をつくっていったと、賛成の方向です。その場合に地域住民がどうしても反対だ、こういう場合は変更する余地はあるわけですか。私は、それができないようなシステムになっておるのじゃないかと思うから、あなたに質問するわけですが、いままでの事例もそうであったと思うんです。だから、そこらの運営上が、たとえばルートの構造をつくった、これです。しかもこの町とこの町を分断することになりまします。しかも四十メートルの道路だ、むろん人道もつくる、自転車道もつくるということにその計画はなるでしょう、そういう場合はですね。そして環境のいいような方向の道路をつくるのだ、あるいは通学については支障はないんだ、病院に行くのにも横断しなくても、これは地下道で行くようにするとか、いろいろな政策があるでしょうから、そういうできた構造の改革、いわゆるルートの計画をまず地域の住民におろす方法は幾らも市の運営上もあると思う、あるいはまた市がそれをやろうと思えばできると思っています。だからそういう点をみずからやはり政府としてもそういう方針を進めるといのが賢明ではないかと私は思うのです。なかなかむずかしいと言われるけれども、むずかしいことはないのです。まずそれを発表する前に市の市長の協力を得て、その地域の住民を集めてもらって説明をして、これで賛同している、いや、十日間余裕をくれるならくれとか、地域住民が言えればそれだけの期間を与えてやって十分審議をしていただいて、そうして問題の成功するからという、路線決定をするということになるのにならぬか、それはいいと思っております。逆の方向が、事後起こってくる問題としてこの苦情が出て、ほんとうに困っておるのは地域住民なんです。その点をどうお考えになりますか。むずかしいと言え、それはおかしいことじゃないかと思っております、むずかしいことはない。

○政府委員(菊池三男君) ただいまのお話のことは、大体私もそれをやっておるわけでございます。ただ少し違うような感じがしますのは、たとえばルートがきまるとして市なりにおろして、市長も市もこれでいいと、あるいは市がそこで住民の方々に集まっていたら、これでいいかというその段階が、私どもは、路線発表してからそれをやっているわけでございます。市なりあるいは議会なりにはそれをお話いたしました、大体よからうという返事が来たときには、おそらく地元の市として大体の意見はそれそれのところから聞いて、大体の意見として返事をいただいていると思っております。ただ、ほんとうに地元の方が集まっております。そこでオーケーになりますとルート発表というのをいたしまして、それからその地区ごと

にこまかくその道路がここを通りますというところで、その場合の構造はこうなりますということを説明し、それに対していろいろ御議論があれば、それに合うような形で道路をつくってまいりますということを打ち合わせをやっておるわけでございます。

○高山恒雄君 それでは、私、具体的に聞きますが、事例がいま出ておるものですか。問題の起こっておりますのは愛媛県の伊予三島市です。国道十一号線、バイパス建設計画ですね。この反対組織ができておることは御承知だと思います。そこで、反対している中で、二月の十八日より市内関係地区の五カ所で建設省と市によって説明会を開いておるわけですよ。そのときに反対意見が統出しておるわけですね。市は賛成なんです。市の

います。ただ、もしお話の場合に、たとえば市にこちらからルートを示し、市が地元の方を呼んで、そこでオーケーを得られれば、これはもちろん問題ないわけでございます。ところがこれはだめです。だから今度こちらへ振れということになります。今度もしかりにそこで振ったといたしますと、今度振る側の地元の方々をお集まりいただいて、今度こういうふうなことを通りたいということになりますと、やはりまたそこで利害の相反する方もいらっしゃる。ことを通られちゃ困ると、当初向こうという形だったんだから何でおれのところへ持ってくるんだと、変えられるものなら向こうへ持っていくということ、ルートが振り回しになります。なかなかもう今度は收拾がつかなくなるということも出てまいりますので、私どもは、もうできるだけいろいろな点を考え、また、いろいろなそういう地元の方の御意見もいれた上で、やはりある程度きまったものについては、できるだけそれを変えずにやりたいというところを考慮しておるわけでございます。ただ、非常に問題になりますところの先ほど申しました市街地等につきましては、これは都市計画決定ということで、その計画を出した段階で、先ほど申しましたように、縦覧もいたしまして、あるいは都市計画審議会という場での議論もいたしまして、そこで計画決定というものが行なわれてから仕事をいたしますので、その段階ではまだ地元の御意見はいろいろ余り余りございません。そういうやり方をできるだけその都市計画地域につきましてはやるようにいたしております。

条例で定めた。委員会も賛成なんです。これ。そういう賛成だということにもかかわらず地域住民が反対しておるといことは、その説明会自体おかしいではないかと言っているんです。だから私がとる方法は、ルートと構造がまずできたら、その地域住民、分断されるその地域の町民にまず説明会を開くとかいうような方向でやるべきじゃないかと思う。一方にきめちまうてから、市も大体賛成だ、あるいはまた、建設省はなおさらその路線を確立したいと、そういうことをきめてしまつてからどうだと、こういうところに問題があるんじゃないかと思ひます。しかも、最もこれではいいのは、これはこういう反対の方が批評をしておるわけですが、どういう批評をしておるかとおししますと、この道路については、ここに大王製紙という会社があるわけです。その大王製紙のためのつまり産業道路に結びつけておるのではないかと、これが地域住民のやっぱり大きな反対の理由の一つであるわけです。だから、私が大臣にさっきからお聞きしたのは、企業のための道路ではないかぬと言ひます。ほんとうに地域住民のための開発道路でなければ役に立たないということ、最初聞いたのはそういうことなんです。市民はそう思つておるのですよ、一部の分断される町民はね、こういう点をあなたの説明から、しからばそれを常識的にそうむずかしいかないかと私が考えるなら、それはなるほど運営上はむずかしいような気がせぬではありません。けれども、ここだけの反対じゃないんですね。川之江市も反対しておるわけです。こういう継続的にこれが行き先全部反対者が出てくるということになれば、どんなルートの構造を発表されても、できぬじゃありませんか。大臣の考え方の精神と違ふやありませんか。そういう点はもつと事前に地域住民のためになるような政策を—それは皆さんが市長に依頼すればいいんですよ。この町内の人々は町が分断されますと大きな迷惑をこうむるかもしれないが、しかし、これからつくろうとする道路はこういう道路ですと、説明会を事前にやるべきじゃないか

というのが私の主張なんです。どうですか、その点。

それからもう一つ、この三島市の道路については、すでにも市長が承認し、かつまた県知事も承認して、大体路線がきまる方向についておるのかどうか。その点ををはつきりしてください。

○政府委員(菊池三男君) 最初の伊予三島市のルートの問題でございしますが、実はこの十一号線のバイパスをつくりましますときに、海岸に沿つておりますところは工業地域になっております。それから商業地域がございまして、そして山のほうから居住地域というところになっております。そこをどこかは通らなければなりません。そこで、これは地建が市等とも打ち合わせしたときにも、できるだけ商業地域と居住地域の境目のところ、そこを通つてほしいと。それよりさらに山へ上げますと、これは居住地域に入ります。それからもう一つ山のほうに高速道路ができる—一つの計画としてはございします。そういうしますと、山のほうに、居住地域のほうに大きな道路が二本もできるというふうなことから、いろんなそういうパランスも考えまして、それから山のほうへいくと何か文化財があるそうでございします。そういうようなことから、市あるいは市の議会のほうも大体そのルートでよろうという承認をいただいております。うでございします。そこで地元の方とお話し合ひに入つたんだらうと思ひます。ただ、この道路は、先ほど申しました都市計画の区域の中に入つておりますので、都市計画決定という手続を踏んでからでないと私も仕事をしていけません。後段のほうの御質問の答えになりますけれど、たぶんことしの十二月ぐらいか、ことしの末ぐらいを目標に都市計画決定をしたいということを考えております。これは伊予三島も、あるいはもう一つ隣の川之江、これにつきましても同じようにまだ計画決定をしておりませんで、そういうことをいま調整しておる段階というふうに考えております。

○高山恒雄君 三島より川之江のほうもつと激しいんですよ、私もよく存じておりますが。したがって、いま高速道路をこの山手につくつたらどうかという点が問題になっておるようですが、高速道路が通るがゆえに、できるだけ山手に寄せてもらいたいというのが地域住民の考え方ですよ。ところがこの中間にくるといことは、御承知のように、ここに愛媛でも切つての大きな大王製紙があるわけです。これは相当な企業なんです。しかも、これは公害もあるということを私は聞いておりますが、もうすでにその道路を結ぶための道路を企業としては開始しておるといことですね。だから、こういう結びつきがないと言つても、一般地域住民はやっぱりその結びつきを疑うわけですね。だから反対せざるを得ないということにもなるかと思ひますが、そういう一歩市なり県なりが進める前に、やっぱり建設省として、地域の住民に重大な影響があるんですから、町を二つに分断するんですから、そういう場合にはやっぱりその了解を求める。たとえば四十メートルの道路で相当人道もつくる、自転車道もつくと、そして騒音その他も防止できるような方策の道路をつくるんだと、こういうことを事前話をして了解を求めていくならば、私は、うまくいくんではないかと思ひます。幸いにしてまだ決定しないようですから、この道路はぜひ考慮していただくのと同時に、この三島市から今度は川之江に行く、今度は川之江市がかなりこれはまた反対をいたしております。だから十二月までにきめるとおっしゃるけれども、なかなかきまりはせぬと、こう思つております。だから、できるだけこの山手に、しかも、たんぼは一等農地です。こういう点をできるだけ避けて山手のほうに移動する、こういう計画と方針をもつてやつていただくのが賢明ではないかという考え方を持つわけですが、それに対しては、現地も十分見ておられぬでしょうか、ひとつ調査検討して十分配慮をお願いいたしますが、どうですか、その点。

○国務大臣(亀岡高次君) 高山先生のたゞいま御指摘になりました愛媛県の伊予三島市のバイパスの問題、実は私も長い議員生活の間同じような経験を何べんかいたしておるわけでありまして。調べますと、結局は道路公団あるいは地建は県にまかせると、そして市なり県なりの議決をもらえばもうこれでわがこと終わりといったような、人手の足りないせいもありまして、そうして行政の手順をずんずん進めてしまふ、そうしますと、これは東北高速自動車道の際も、非常に私苦勞をしたわけですが、住民は、路線発表になりましたと、相当幅広い千メートルくらいのあれで発表になりますから、自分のあれがかかるんじゃないかということ、えらい不安を持つわけです。そこからいろんなやっぱり住民のそれぞれ推測、憶測というものがあるところまで進んで、それがもうどうにもならないところまで進んでしまふ。そういう事態になってから今度あわてて道路公団なり、県のほうでもいろいろと苦勞をされる、こういう経験を私もいたしておるわけです。そこで、もうこういうことを二度と繰り返さないようにということで、私どもの当初苦勞した点を宮城県のほうに、非常に狭隘なところもあつたわけでありまして、そこを話し合ひをする場合には、もう最初から、大体路線発表になって、この辺はこういうふうになって、ここからこまでは土盛りで、ここからこまでは高架になつて農業経営には支障がないんだというようなことをすつかりとあらかじめ具体案を、自信がある具体案を持って道路公団の理事者なり何なり責任ある方あるいは建設省の地建の管理職にある方に来てもらつて、そして夜、懇談会を開いて話し合ひますと、みんな不安を除いて、いや、それならば何も反対するあれもないと言つて、お互いに理解し合ふと、そういうことがあるわけでございますので、この問題につきましても、本省においては、どういふ現地の事情になつておりますのか、一応とにかく市議会、それから県の議会、それぞれ承認を受けて路線決定がなされてお

るといふ先生の御説明でございますけれども、なおよく検討いたしましたして、地域住民のためになる道路が、道路の道路になったんでは、これはもう私自身立つ瀬がありませんので、御指摘のありまして、たとえ、さらに話し合いを進めて、市当局にもよく事情を聞いて対処したいと考えております。

○高山恒雄君 これは局長、今後当事者としてお当りになるでしょうか、こういうことを聞いておるんです。伊予三島市の概況を申し上げますと、当市は、人口が三万九千人で大王製紙を中心とする製紙産業の都市で、海水の汚濁、大気汚染、悪臭等公害に全国的にも有名な小都市であります。市政はもちろんです、県政まで、ややもすれば大王製紙の経営者に支配されておるのではないかと、こう言ってるんです。もう地域住民がこうとってはだめなんですよ。この点は十分踏まえてやってもらうことを局長にも特にこの点はお願ひしておきます。大臣からはいま回答がございましたから、それをまず承して先のなりゆきを見ていきたいと思います。

もう一つ、これで問題が起こつておるんです。これはけしからぬと思いますが、文部省、だれか見えてますか。——いまお聞きのとおり、この三島の反対の地域住民が公民館を使用している協議をしようという手続きをとったわけですね。ところが、この公民館でそういう協議をすることは、まかりならぬという拒否をしておるわけですね。ところが、御承知のように、この公民館の使用条件ですが、第二十条にこういうことが書いてあります。生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として公民館を使用することは当然であるということになっておるわけですね。ところが、地域住民がそこで集会をやるというたら、それまで阻止しておるというこの報告が私にきておるわけですが、一体、こういう使用の条件というものは、中央としては、これに対しては指導と援助をするという法律になっておりますが、その町民のためにつくった公民館を、地域住民がそういう公害を阻止しようと、そういうことを考えた集会に

対して公民館を貸さないということは、少し不当だと思ふのです。この運営と指導についてはどういうふうにお考えになっておるのか、一べんお聞きしておきたい。

○説明員(澤田徹君) お答え申し上げます。

公民館は、市町村が設置する社会教育施設でございます。その使用の目的につきましては、ただいま先生御指摘のように、社会教育法の定めるところによりまして、市町村の住民の教育、学術、文化に関する各種の事業を行ないまして、住民の教養の向上等に寄与すると、こういうふうには定められております。その具体的な事業としましては、同じく社会教育法で、たとえば青年学校を開設すると、あるいは定期文化講座を開設する、体育レクリエーションに関する事業を行なうと、こういうふうな規定に相なっております。

そこで、個々の公民館の管理運営でございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められたところによりまして、市町村の教育委員会がこれを管理すると、こういうことに相なっております。したがって、公民館の利用の許可につきましては、これを管理いたしますところの教育委員会が、御利用の申し出があった際に、公民館の年間の学習計画あるいはそのお申し出の事業を公民館が、先ほど申し上げましたような社会教育施設としての学習事業に該当するかどうか、こういうふうなことを判断して許可すると、こういうことに相なっております。状況等につきましては、私、こまかく詳細には把握いたしておりませんが、先ほど、先生の御指摘ございましたような事例につきましては、市の当局にもよく事情を聞きまして調査したいと思ひます。

○高山恒雄君 いや、そのあなたが説明されたのは、私も法律で読み上げればわかっておるんで、そうじゃなくして、こういうことが来てるんですよ。昭和四十八年十二月二十四日に決議された国道二一線バイパス審議会条例の趣旨は、伊予

三島市がこの事業に取り組み基本的な姿勢を明示しております。貴団体の結成の趣旨を尊重いたしますとき、独自の自由運動によることが望ましいものと思ひます。学校並びに社会教育施設等を使用して反対運動に便益をはかれることは適当ではありませんと、こう言っているわけですね。これを強く主張しますと、われわれ公害の調査に行きますね、水俣からずっと行きましたが、熊本、全部公民館使つておるじゃありませんか。われわれ国會議員はそこでつるし上げですよ。それもやっちゃいかぬということになるんですよ。これ、こういうべらぼうな話はないじゃありませんか。しかも地域住民のためにできておる公民館が、文化なり、あるいはまた、地域住民の利益をはかるうとする話し合いをするのに公民館を使つていけないという、いくら地方の条例があるにしても、政府の指導が悪いじゃないですか。すべて運営はその地方条例におまかせして地方教育委員会ですら反対だということ、指導と援助をしておる限りにおいては、こういう面については、公民館というものは一体だれのためにつくつておるのか、地域住民のための文化を中心としてできておるんじゃないんですか。それにそれを貸すことすら反対だというふうな非民主的な今日の社会ではたいへんだと思ひます。これをどうお考えになりますか。いま私が申し上げましたように、われわれがいろいろ調査に行きます、公害やその他で、全部それは公民館でやっております。はち巻きを締めて、そうしてわれわれは陳情を受けております。これもいかぬと言われらるんですか。その点どうお考えになりますか。

○説明員(澤田徹君) お答え申し上げます。

公民館の個々の管理につきましては、先ほどお答えいたしましたとおりであります。これをどういう形の事業で公民館をお使いになるのか、これは先ほど申し上げました公民館が社会教育の学習の施設ということでございますので、その事業がやはり地域住民のそういう文化、教養の学習に資する事業であるかどうかという判断で教育委

員会が行なつておるわけでございますが、御指摘のような点につきましては、私どももよく事情を聞きまして善処したいと思つております。

○高山恒雄君 これは当然あなたのおっしゃる通りに、二十三条に「文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努める」ことができる、こうなつておるわけですよ。だから、今日の事態に、その地域住民のたとえ、バス道路反対のための集会であっても、公民館として、これを使用することはできないというふうな非民主的なあり方自体は許すべきじゃないと思ひます。あなたを責めてみたつてしかたがないですけれども、当然これはひとつ文部省として十分調べていただいて経過その他をお知らせ願ひたいと思ひます。

以上をもつて終わります。

○春日正一君 私は、住宅政策について幾つかの点でお聞きしたいと思ひます。

御承知のように、現在、公営住宅、公団住宅など公共の賃貸住宅の建設が非常に深刻になつてきております。そこで、お聞きしたいんですけども、四十九年度予算における計画戸数の減少、四十八年度計画戸数の建設のおくれなど、年度の途中で削減してもなお着工できないような状態があるわけですが、現在どういう状況になつておるのか、その点の状況の説明をお願いいたします。

○政府委員(沢田光英君) 先生おっしゃいますように、公営住宅、公団住宅が主でございますが、大都市地域におきまして四十七年度以来非常に難渋をいたしております。四十六年度までは何とか消化しておつたわけでございますが、それ以後そういう事態が起こつております。ただいまの御質問によりまして、四十八年度、これは公営住宅から申し上げますれば、全国で十二万四千戸という当初予算の計画をいたしました。これがその後の物価の値上がりあるいは用地難、そういうことに

よりまず公共団体の施行能力のダウン、こういうふうな問題から戸数が最終的にはかなり減ってくる、こういうふうなことでございまして、大体十萬八千戸程度に最終的にはなるだろう、かように考えております。この十萬八千戸の中、年度内に発注いたしますものは九萬戸程度に年度末でなろうと私も見ております。したがって、一萬八千戸が四十九年度に繰り込んで、かようなことになりまして。

公営だけ通して申し上げますと、四十九年度予算といたしましては、私どもは、公営住宅予算といたしまして、予算額といたしましては二〇〇程度の伸びでございまして、戸数は九萬五千戸というふうなことで計上しております。この九萬五千戸というものの考え方は、ただいま繰り込んできました一萬八千戸、これと合わせまして十一萬強になりますが、こういうものが公共団体をすべてヒヤリングいたしました結果の能力の最高限であるというふうに考えまして、私も、逆に申し上げますれば、十一萬戸強というものがいまの状態からいいますと最大限の能力じゃないか、こういうことを個所別にかみまして、それからこの一萬八千戸というものを差し引きまして九萬五千戸、かようなことで戸数は減ということで予算を計上いたしました。しかし、この九萬五千戸というものは、戸数からいいますと後退したわけではございません、これは確実に実施をしなければいけない、そのためにはやはり単価の問題もございまして、そういうことで、単価につきましては四六%弱という大幅なコスト・アップを考えておりますし、さらに従来から評判の悪いございまして狭いというこの解消にも対策を立てた、かようなことでもございまして。

公団住宅につきまして同様の経過を申し上げますれば、四十八年度は当初計画八萬戸でございまして、ところが、これも単価アップその他の影響を受けて、最終的にはこの四十八年度分といたしましては五萬九千戸の程度に戸数は落ちるといふふうな私も現在見込んでおります。その五

萬九千戸の中、当年度、四十八年度のうちに発注ができませんのは、いまの見込みでは四萬八千戸程度でございまして。したがって、一萬一千戸程度のものが四十九年度に繰り込んで、かような状態にございまして。そこで、四十九年度におきましては、予算といたしまして七萬戸を組んでおるわけにございまして、合わせまして八萬戸強の建設を行なうということで、特に公団は大都市周辺の、大都市地域の住宅供給でございまして、その辺の能力というふうなものを見込みまして、先ほど公営住宅で申し上げましたようなものに準ずる予算措置をした、これが四十八年度の経過と四十九年度の予算のつながりでございまして。

○春日正一君 非常に深刻な状態だと思ふんですね。先ほどの説明で年度内ということですから、まだ二、三日残っているわけですが、私のほうで建設省から聞き出した数字でも、二月末現在では公営住宅で六萬六千四百、だから当初の計画に対して五三・五%、それを改定して数を減らしたものに對して六・一・五%という数字になつておられます、それから公団のほうも、二月末現在の実績あるいは発注戸数を見ると、一萬一千五百、当初の計画八萬に對して一四・四%、改定した五萬九千に對しても一・九・五%というふうな非常にこう寒々とするそういう実情があるわけですが、そこでこういう状況に對して、いま言われたように、四十九年度は、前年より公団のほうも公営のほうも実際上戸数を減らすというふうなことになるわけですね。しかし、それで済む問題ではないわけですね、それ、一体おんな原因としてどういふものがあり、それをどう打開したらふやしていけるのか、その点のお考えを聞かしてほしいのですが。

○政府委員(沢田光英君) 先生おっしゃいました現在二月末の数字、そのとおりでございまして。ただし、一月、二月、狂乱状態でございまして、ほとんど入札が不調だった。最近入札が落ちるようになってまいりました。そこで、私が申し上げます

した戸数を目標にどんないま出ておるわけにございまして。これには一〇〇%の努力をしなければいけないと考えております。

それから、さようなことになってきた原因でございまして、実は先ほど申し上げましたように、四十六年度はほぼ計画がたいしたこともなしにいったわけにございまして、四十七年度から急激に状況が悪くなつてきた。それは大体大都市地域、東京及びその周辺あるいは大阪及びその周辺、こちらが一番大きなところでございまして、まず最初に東京周辺からそういう事情が起こつてまいりました。この原因は、やはり基本的には、建物を上ものとしたすべし下もの問題、こういうものが土地の問題にからんで大きく出てきたという点が一つでございまして。極端に言いますれば、地価が上がって、上がった上に買いにくくなった、かような問題が一つございまして。さらに問題といたしまして、その下ものに家を建てるためには、各種の関連公共施設、こういうものがたいへん要ります。あるいは学校等の公益施設まで要ります。こういうものが相当多額にのぼる。そして、地方公共団体の財政を圧迫する。かような現象が非常に急激に地価の上昇とともに、あるいは工事費の上昇とともに起こつてまいりました。そういうことが一つございまして、さらに人口がふえることがそういうことに拍車をかける。さらには水の問題、鉄道の問題まで引き起こす。いわゆる住宅は人の生活をささえるわけにございまして、すべての都市施設が要るわけにございまして、住宅だけ建てればよいということにはならない結果、当然そういうことになったわけにございまして。そういうことで、いわゆる団地地割おわりというふうな問題が四十七年、四十八年を通じて非常に急激にクロージアアップをしてきた。そのために四十七年度から相当大幅にダウンをした、かようなことでございまして。そこへもつてきました、四十八年度におきましては、四十八年末の石油問題、それによりまして、それまで比較的安定をしておりました上ものコストが急激に上がつ

た。四十八年度を通じて見ますと、おそらく私どもが積算をいたしても三五%以上上がった。しかし、相場はそれ以上に上がったということ、先ほど申しました入札不調、こういうふうな問題が大きく起こつて、さらにわれわれを圧迫したわけにございまして。しかし、かように戸数が減つてよろしいと決して考えているわけにございませんで、五カ年計画が達成されなければ私どもの最低限の目標さえも達成できないわけにございまして。私どもは決して減つていいとは思っておりませんが、しかし、できないものを予算を組ましてもこれはやむを得ぬということで、実はむしろ内容の充実を力を入れて、それが完全に消化されるように心がけたわけにございまして。

それから、それに対する対策でございまして、こういう経過を見ますれば、いわゆる対症療法と基本療法といふことが、この二つが行なわれなければ、将来の戸数確保、予定どおりの戸数が五カ年計画を達成できるというところまでにはいかないというふうに思ひます。基本的には下もの問題でございまして、まず宅地、これが大都市周辺で大量に造出される、こういうことが必要だと思ひます。さらに、これにつきましては公団の創設とか、そのほか土地に関する各種の手法をいろいろと国会にも提出しております。あるいは準備中のものもございまして。こういうふうな各種の手法によりまして宅地を大量に造出することが長期的には必要だ。さらには、土地がありまして、先ほど言った公共施設の問題がございまして、関連公共施設の負担の制度というものを地方公共団体が受けられるような、そういう状態に持つていく、こういうふうな各種の下もの、実は施策が恒久的には必要だろうと。さらには、住宅は郊外だけではございませんで、中心部にも必要でございまして、再開発ということも、これは今度の法改正も出ておりますけれども、これも基本的に整備をする必要がある。

かような恒久的なもの、か、こういうものはやはり効果が出てくるまでには年限がかかりま

す。しかし、その間数が減つてもいいかということにはなりませんので、私どもは、緊急策として幾つかの問題をやっておりますし、あるいは四十九年度の予算でも組み込んでおります。たとえばA・B農地、これがいろいろ出てくるような状況にありますので、足ためにA・B農地を拾いまして、これを公共体に売るか、あるいは共同で公営住宅なり公団住宅、持ち家、土地所有者の住宅を建てると、そういうふうなことから、要するにA・B農地をフルに公共住宅その他に利用したい、こういうことで農協とタイアップをいたしまして、いろいろ公共団体と一緒に促進をしております。さらには都市の中に空き地がございます。こういうものも実は一〇〇%住宅に利用したいと私も考えるわけでございますが、工場と地なり、あるいは研究学園都市のあと地というのが、施設のと地がでますれば、大体現状では、この緑の不足の大都市、過密都市の中では公園という声が非常に強く出てまいります。しかし、これ公園に最終的にしてしまつたんでは、これは住宅のほうには及んでません。そこで、私どもは、緊急策といたしまして、いわゆるころがしと、私もニッケンをつけておりますが、窮余の策でございますが、あいたところとにかく公営住宅なり公団住宅なり、そういうものをまづ建てる。それは半分ぐらいは公園にしてもけっこうでございますが、そういうふうなものを建てて、そしてそこに木賃アパート、周辺一定区域の中の木賃アパートなり、あるいはそのほかの悪い住環境にある人たちが優先的に収容する、入れる。そしてそのあと、あきました木賃住宅等は、これはたとえば東京でございますれば東京都が買い取る。買い取るためには私どもも援助を、法的援助をしておりますけれども、こういうふうなことで、買い取ったあとは小公園なりそのほかのものにする。こういうことで、一度あきましてところをころがして公営、公共住宅の供給と都市の整備、環境の整備、こういうことにあわせて行なおう、こういうことでございますれば、過密という

ことを招かずにやっていける面もございます。集中というところは招かずにやっていけるということとで事業主体のほうも受け入れてくれておる状態でございます。そういうふうなことで、そのほか、もちろん国公有地等も同様なことと考えております。さらに、先ほど申しましたように、準備の面ではまず不自由させないような、四六%弱というふうなものも緊急には上げてございまして、今後、私どもは、減つて計上いたしましたこの公共住宅というものは確実に実施をしていくという決意を持っておる次第でございます。

○春日正一君 だいたひ詳しく説明されたわけでございますが、やはりいまの問題として土地の問題の解決、それから受け入れ地域の環境問題、それから地方自治体の負担の問題ですね、関連公共施設とか、超過負担に対する。それから資材の高騰による入札不調、こういう問題の解決というふうな、差し迫つてすぐやらなければならぬ問題がありますけれども、具体的にいまの説明全部に触れていくとたいへんなことですから、順次あれしすけれども、そこで、はつきりお聞きしておきたいのは、これは大臣のほうですけれども、自民党の政策なり、いまの政府の方針なり読んでみますと、持ち家持ち家ということが非常に言われる。そして宅地開発公団というふうなことも出てきておりますけれども、一体、公営の賃貸住宅、公団にしろあるいは公営にしろですね、こういうものをどういうふうな位置づけてこれから進めていくとしておいでになるのか、施策の基本としての考え方ですね、そこをお聞きしたいんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) この点につきましては、第二期住宅五カ年計画にもはつきりお示しいたしてあるわけでございます。と申しますのは、公的に建てようとする住宅の持ち家と借家の割合を見ていただくと御理解いただけるわけですが、借家のほうを六〇%、それから持ち家のほうは四〇%という割合で公的住宅を整備していくことと、こういう基本計画に基づいて実は昨

年度の住宅建設戸数等を割り出してきておる次第でございますので、御指摘のありましたように、自由民主体からといって持ち家ばかり建てるというふうな考えは決して持つておらぬわけでございます。やはりライフサイクルに応じまして、大学を卒業して独身の人の入る住宅、また結婚して子供を一人くらいまでの間に入る共同住宅、さらには子供二人大学を卒業させるくらいまで住める住宅、あるいは定年近くなりまして、もう子供たちを片づけて、ばあちゃん、じいちゃんをひとつのんびり庭いじりでもというふうな方には持ち家をというふうな考え方、それぞれのゼネレーションに応じた住宅が提供されると、準備されるということが公的住宅においては私は最も望ましい姿ではないかという考えを持っておりまして、その中にやはりもう人生の半ば以上を働き尽くして、うちの軒も持つておらうと、こう思う人がなかなか独立家庭が持てないという面もあるわけでございまして、そういう方々に対して持ち家も持てるような方法もひとつ考えなければならぬまいと、こういうことでございまして、決して持ち家だけをつくつて自民の勢力拡張に資するなんというけちな考えを持っておらぬことをこの際申し添えたいと思ひます。

○春日正一君 そういう立場でやつてほしいと思ひますけれども、現実の問題としては、いまお聞きのような四十一年から本来計画された公共住宅、賃貸住宅の分が建たなくなつてきて、これは分譲も公団では建たなくなつていくわけですから、特に公営住宅が建たなくなつていくというふうな状況ですね。だから、その問題は、もしそういうふうな考え方であるなら、よほど決意を固めて、そして予算もふんとついてもやるといふようなことになりませんか、いまのような非常にむずかしい土地の問題とか、そういうふうな問題、それから最近の何というんですか、物価の高騰というふうな、そういうふうな状況の中では、いままでの程度の考え方やり方では、とてもじゃないけれども、公営住宅とか、そういうふうなものが計画

どおり建てられるということにはならぬじゃないかという気がするわけですね。そこで、その点はあとでもう一度私の意見もまじえて述べますけれども、ここでお聞きしたいことは、現在進行中の第二期住宅建設五カ年計画の策定にあつて、政府は、昭和五十年の時点で年収百九十九万円——四十六年価格。以下の層に公的援助を行なうというふうにして公営、公団住宅の建設計画を立てたということになつておるわけですが、けれども、いまの条件ではどれぐらいの所得層までが持ち家できると考えておいでか、その点聞かしてほしいんですが。

○政府委員(沢田光英君) お説のようなことで五ヶ年計画は組まれております。こまかい数字はちよつと別といたしまして、大きく見ますれば、大体この計画当時には二千六百万世帯ぐらいあつたと思ひます。この間の発表では、これが単身者まで含めて三千万になつておりますけれども、これは五分位別に——いわゆる五百万強ずつに五つに割つていった五分位別、これで大体私どもは最大にローケーションをやつておるわけでございまして、一位、二位はこれはやはり公的の賃貸住宅、ことに一位は公営住宅、改良住宅、こういうもので供給しなければならぬ階層だと思つております。二位位になりますと第一種及び公団の賃貸住宅が上のほうに入ってくる、かようなことと考へております。公団住宅は、したがひまして、賃貸住宅におきましては二位位、三分位というところでございまして、私どもは、持ち家の可能性が出てきますものは公庫まで含めまして大体四分位、三分位の上もわずかにございまして、四分位、五分位というところでございまして、五分位の上のほうは、これは援助をする必要がないと思ひますが、大体四分位を中心としたものが持ち家だ、こういうふうには実は考へておつた次第でございます。しかし、最近のこの建設費の上がりと

いうふうなものは、多少その辺を上へ押し上げておきまして、五分位全体の方がこれを持てるかどうか、現在の公庫の融資なり何なりというものは

やはり大幅に拡充しなければ、前の予想よりも多少の持てる層が上へ上がっているというふうな私どもは感じておる次第でございます。

○春日正一君　そういう状況ですね。新聞なんかでも公団住宅は出て一軒持ちたいというところの中で、建設省の建築研究所建設経済研究室の試算で、昭和四十八年度土地が百六十五平米、建物で七十九・二平米という程度のもので土地が千五百五十五万、そして建物で四百八万、合わせて千五百六十三万と、こういうことになっていきます。それから五十五年には、それが合計して五千五百万なけりやこの程度住宅が手に入らないということ、この首都圏三十一・四キロの範囲内の土地、百六十五平米五十坪、建物七十九・二平米二十四坪の一戸建てを想定した場合、昭和五十年にはその価格は何と五千五百万円にもなるという。そのとき東京都の勤労者平均月収は四十万円と試算されているが、わが国の場合、住宅の価格は年収の五倍までが限度という見方からすると、この価格は年収の十一倍強となり、持ち家はまず不可能と言える。——これは新聞のあれですけども、こういうことがいわれておる。これはいま局長が言われたように、最初予定したよりも家の持てる人の範囲が狭くなったということですね。そういうふうな状況になっておるわけですね。そうすると、やはりいままでよりも、いわゆる持ち家を持たせるといふ、こういう政策に重点を置いたものから、もっと賃貸の質のいいものをたくさんつくると、そういうことにしなければ実情に合わなくなってくるんじゃないかと、事態の推移はまさにそうなっていることだと思っておりますけれども、そういう点は、建設省として検討はされているんですか。

○政府委員(沢田光英君)　現在の五カ年計画上は、いま私がお話ししたようなことでございますが、一番持ち家が持てるということでございますが、三分位程度のお話を中心だろうと思っておりますが、その三分位の下の方々がまず持てなくなるということだと思えます。そこで、私ども

は、そのときにどうするかという、やはりこの方々はかなり社会的にも中堅でございますから、持ち家が持たないという志向は非常に強まっております。そこで一概にこれをそれじゃみんな賃貸だというふうなことも、これも直接過ぎるというふうに感じております。そこで、賃貸住宅は、いまの建設費でございますが、とにかくそれは必要なだけは十分がんばっていかなくちゃいけない、将来にわたってがんばっていかなくちゃいけないと思っておりますが、いまの問題の三分位の下のほうの問題に

関しましては、たとえば公団の長期特別分譲という制度を先年からやっております、特に四十九年度におきましては、これをさらに強化してございます。これはどういう制度かといいますと、一口に言くと、公団の賃貸住宅の家賃並みでいわゆる持ち家水準の住宅が持てる、こういう制度でございます。まず、前提は、これは共同住宅でなければ当然持てません。先ほど先生は一戸建ての例を引きましたけれども、この東京周辺あるいは大阪周辺では、土地の問題からいって、いまはほとんど一戸建ての方というのは四分位以下ではほとんど持てないと思えます。よほど別のルートがなければ持てないと思えます。そこで、共同住宅でいわれる持ち家を持つということ、また安定をはかる方策をやっていたわけでございますが、それは年利五分五厘、すなわち公庫の金利と同じでございますが、五分五厘の原資、これは財投は七分幾らでございますが、それを五分五厘まで下げまして、五分五厘の金利で五年間は金利だけをお払いをいただく、次の五年間は元利均等で償還をする、次の二十年間は七分五厘程度で、これを二十年で償還する。いわゆる中堅階層は、御存じのように、所得もやはり年々一〇%とか向上していきましますから、そういう所得に合わせますれば、この傾斜によりまして持ち家が賃貸住宅と同じような負担感で持てる。しかも、私どもは、そのときに大体三万円を割るというのを目標にしておりますが、三DK以上、持ち家にふさわしい三DK以上ということで賃貸住宅よりも大きく

してございます。しかし金利を下げておりますので、それが賃貸住宅と同じようなもので最初の五年間はまず過ごせる、そのうちに所得は上がる、かようなことでその辺を調整をする、すなわち持ち家にも援助を入れていく。財投原資よりも金利を安くするわけでございますから、当然一般会計からこの金が入らなくちゃいけない。持ち家にもやはりいまの時代では援助が入っていないかなきゃいけない。こういうことで、実は四十九年度予算からは画期的なことをやっておりますわけでございます。で、四十八年度まではそれは六分五厘で出発でございますから、これは財投原資でございますので、一般会計から金を入れる必要はございませんでしたが、五分五厘、一般の金利が上がるのにさからって下げて、一般会計から援助を入れて、一体化した環境のいい持ち家を中堅階層、若年層に供給をしよう、そういうふうな考え方で、この問題を五カ年計画のうちに少なくともこういう手法を使つて調整をしていく。次の五カ年計画はまたいろいろと体系的な問題がございますので、それはまた別途検討いたしておる次第でございます。

○春日正一君　そういう持ち家の計画、いろいろ苦勞しておいでのように思えます。ここにも出てますけれども、三DK、千七百万、都の公社、立川といつて立川市内に東京都の住宅公社が建てる団地ですね。これが三DKで千七百万になる。民間マンション顔負けの分譲価格と、こういうふうな言われていきます。それから埼玉県の入間というから、非常に不便なところですけども、ここでも庭つきテラスが一千万円突破ということが出ております。だから、そういう持ち家政策に対して、政府の財政政策に対するあれですけども、新聞の主張、そういうようなものをずっと私も調べてみたんですけども、こういうふうに言っていますよ、ある大新聞は、「政府案によると、二十歳の青年が、年収の一〇%を毎年積み立てると、十年後には四百十三万円になる。それを頭金に家が建てられる、年収の二五%を毎年返済してゆくと五十五歳の定年までに自分のものとなり、

退職金はそっくり残るといふ。このプランの致命的な欠陥は、土地、家屋の値上がりによる計算していないことである。バラ色の夢を与えるだけのペーパープランはむしろない方がいい。賃貸の公営住宅をもっと多く建てる方がよほど現実性がある。これはある大新聞が財政貯蓄の問題との関連で住宅問題を論じているのですけれども、こう言っている。ほかの大新聞も、多かれ少なかれ、みんな賃貸しをとかく建てなければだめなんだ、マイホームというふうなことは実際に大多数の勤労者には手の届かないことになってきているのだということを主張しておりますよ、それが現実ですわ。だから、あなたの方が家の持ちたい人、家を持たせると、私ども、持ちたい人に持たせることにはちつとも異存がないわけですけども、ということに努力をされることはいないんですけれども、しかし、そういうことの反面、その家さえ持てない人たちが、しかも、いまの条件でだんだんその数がふえていっている。そういう人たちに對して一体賃貸住宅はどうするつもりなのか。だからその検討がされておるのか。いままでの割りりで、ちょっとここ減ってきたんですけども、そうじゃなくて、最初の五カ年計画の割りですとふやしていったとしても、持てない人がふえてきて、賃貸の必要がふえてくるわけですから、バランスをとれないわけですね。そうすると、そのバランスをとっていくために、どうしても公営なり公団なり、そういう公共の賃貸住宅というものをふやしていかなくちゃならないということになるんじゃないだろうか。そこらの辺が建設省で検討されておるのかどうか、これは大臣のほうからお聞きしたほうがいいんじゃないかと思うのですが。

○国務大臣(亀岡高次君)　持ち家を持ちたいという方には持ち家を持たせられるようにしなければならぬという考え、私も強く持つておるわけでありましますし、先ほど申し上げましたように、ライフサイクルに応じて、それぞれのゼネレーションの方々が入っていただけるような賃貸住宅

も建てなければならないことは十分わかっておるわけでございます。ところが、いずれも先ほど御指摘いただいたように、公的住宅というものが自治体の協力を一〇〇%得られないという立場から、なかなか予算を計上いたしまして現実に公的住宅は建たない。これはもう持ち家も借家も同じようなふうにならなければならない。なぜかという点、結局、土地の問題に帰してもいいと思つてございまして、一昨年から地価の急激なる投機による暴騰、思惑による暴騰、これをもう是正しなければならぬ。これには国会のほうでもいろいろ各党お話しただいておるようございまして、一日も早くやつぱり土地規制の法的措置を講じていただくことが住宅問題解決の第一ではないか、こんな感じも持ちますとともに、建設省といたしまして、今国会に宅地開発公団法という法案の御審議をいただいておりますわけでございますが、これにつきましてもやはり宅地を豊富に提出できる体制をつくって、そうしてまず地価の規制をしていただくとともに、国民の目の前に宅地というものがこういふふう具体的に比較的安価に提供されるのだという現実をつくり上げていかなければならないという意気込みで実はおるわけでございます。そうして、まず四十九年度の考え方としては、二千五百ヘクタールくらいのところを一応想定いたしておるわけでございますが、そこに宅地をつくつてまいります際には、これも事務局に指示をいたしておるわけでございますが、どういふ町づくりをしたらいいか、公的機関、公的施設というものをどの程度にマッチさせたいのか、また、賃貸住宅をそこに何戸くらい建てたいのか、賃貸住宅と持ち家との関連をどういふふう調整をとりたいのか、独身寮というふうな、独身住宅というふうなものはその際考慮しなくてもいいのかどうか、そういうあらゆる点から検討いたしまして、そこで一つの町としての機構を十二分に発揮しながらほんとうに楽しい人間生活を送れるような環境を持った住宅、町と申しますか、そういう

ものを建設していかなければならぬのではないかと申すようなことを申してやっておるわけでございます。宅地開発公団というところで持ち家ばかりつくるのじゃないかというふうにお思ひの方もおられるわけでありまして、先ほど局長からもお答えしたような、五段階の方々に十二分に入つていただけたような考え方も取り入れなければ多摩ニュータウンのようなふうになつていくんじゃないかと、こんなふうにも考えまして、いろいろ検討を加えておる次第でございます。基本計画にも持ち家四〇、賃貸住宅六〇の割合でやると、とにかく賃貸住宅に重点を置いてやろうというふうな基本計画をつくつてあるわけでございます。その中で、その線を十二分に実現していきたいと思つております。

○春日正一君 私の前で言っているのは、いままでの比率ではバランスがとれなくなつてきているのじゃないかと。いま局長が説明されたように、持ち家を買入る人の層が五分位の中であつた上、そのうちに上がつていったわけですから、下限が。そうすると、どうしても賃貸のほうの比率をふやさなければならぬ。そのことは、いままでずっと建設委員会各野党そろつて賃貸の比率をもつと高めなければならぬということを言つてきたんですけれども、こゝまでくると、いわゆる政府がずうと主張してきた、これだいいんだというところがもう通らなくなつてきておると思ふんですよ。どんなに悲惨なものかというところは、これは東京なんかの例を見れば一番わかると思ふんですけれども、これは東京都住宅局の人が書いた文章の中ですけれども、「住宅水準の低さを特徴づけるものにいわゆる木質アパートがある。警視庁の調査によれば二三区の個人経営アパートは昭和三十七年一月で三九万七、七四七戸であつたものが四十六年末で八九万〇、三七六戸と一〇年間で五〇万戸増加している。同じ期間に増加した都営住宅は約一〇万五、〇〇〇戸、公団住宅は一〇万三、〇〇〇戸であつた。持家についていえば、三十五年から四十五年の一〇年間で二六万戸の増加であるから

個人アパートの増加寄与率はほぼ五割に達するものと見られる。」と、つまり政府施策や何かで間に合はなくて、持ち家でも間に合はぬ分が半分残つちやう、それがこの個人アパートという形になつていふんですけれども、この「人口と世帯の急激な増加に対して、遅れず住宅戸数がカバーしてきたのは、このような木質アパートの供給による」ところが大きかつた。現在では、木質アパートは全住宅ストックの四分の一強を占めて東京の住宅難の特徴をつくつていふ、こういうふうになつていふわけですね。こういう深刻な状態にあるわけですね。しかも、この木質アパートから出るものが、つまりはかへ越していくんですね、こういうような深刻な状態を考えれば、いままで私どもが主張してきたように、公的賃貸をもつとしようとなふやせと、そうして家の持てる人、持ちたい人という希望があるだけではなくて、現実に持てる人にはそれは持たせたいし、また少し援助をすれば持てる人という人への援助してあげてもいいけれども、持ち家中心という考え方を変えなければならぬのじゃないか。ここに住宅政策の根本的な分かれ目がきていふと思ふんですけれども、そういう点が建設省の中で真剣に検討されているのかどうか。その点は大まかにいふからいろいろ言われましてけれども、この比率を上げるのか上げぬのか、こゝのところ、そこだけ聞かしてほしいですね。

○政府委員(沢田光英君) 私ども五カ年計画をいろいろ検討しております。検討しておりますが、この五カ年計画の基本的な原則は、いまのところ変える必要はないと考えております。その原因といたしましては、もちろん物価も非常に上がりました。所得もかなり上がつてきております。もちろん物価のほうが大きゅうございまして、差が出てきておりますが、これはやはり私どもが当初に推定をいたしました、いわゆる先ほど言つた荒いロケーションで言いました、そしてはじきました持ち家、借家、公的住宅の数、こういうものを抜本的に変えるという程度までにはいっていない

ということとは、やはり負担率を見てまいりますと、一位位、二位位では上がりましてけれども、まだまだ負担できないというところには公的住宅ではなつてない。それから持ち家の階層におきましては、実は四十七年度の住宅金融がずいぶんふえました。こういうことからいいますと、その当時は負担能力もかなりふえて家も非常に建つたわけでございます。それが急速にいま落ち込んでいふわけでございますが、五カ年を通じて見ますれば、その抜本的な五カ年計画の変更ということが必要はないというふうな判断に立つておるわけでございます。実は前大臣も五カ年計画の見直しということを言われました。私も、その命令に従ひまして各種の資料を検討したわけでございます。ただ最近——こゝしに入つてからのような状態はまだ入つてございせんが、しかし、やはりこういうことが続いてはもう計画の基本がだめでございますので、安定化の方向に向かうだろうと思ひます。

持ち家の話でございますが、三分位の下の方が問題でございます。五分位の上のほう上がるんではなしに——もちろん上がりますが、一番困るのは持ち家が持てる下限の階層がだんだん上がつていくことが困るわけでございます。上がりますれば賃貸住宅がふえるはずでございます。そういう議論だろうと思ひます。したがって、この五カ年計画のうちには、先ほどのような手法を使いましてこれを補ひ得るというふうな計算を裏はしておるわけでございます。そこで、それじゃ、公営住宅が十分建つていふのかという問題でございますが、これは先ほど来申し上げておりますように、残念でございますが、計画どおりいってございせん。家が建たないという問題と、もう一つございましてはコストが上れば家賃が上がる、したがって負担ができない人が出てくる、こういう二つの問題があるかと思ひます。そこで、大臣が申し上げましたような抜本的な対策というところで、いわゆる下ものの供給を緊急にも基本的にも考えていかなければいけない、あるいは

一位、二一位の人たちは郊外に行つて住むというよりも町の中に住むわけでございますから、そういうところがしとか、あるいは再開発というようにものを抜本的にやらないと、いま私どもがほんとうに不成績に悩んでいるわけでございますが、将来までこういう不成績が続いてはとにかく困りますので、そういう対策を抜本的にも基本的にもやるということでございまして、

【委員長退席、理事前川且君着席】

さらに制度的には賃貸住宅の家賃という問題のあり方につきましても、こういうふうな物価が上がつてくる段階におきましては、御存じのような原価に基づく家賃ということではならないんじゃないかということで、あわせて審議会に御検討いただいております。これにつきましては、この夏ごろまでにおそらく中間答申のようなものが出るだろう、それに従つて抜本的なやり方対処をして、次の五カ年計画からは生々といけるようにという努力をしておるわけでございます。

○春日正一君 いま政府の態度は変わらぬということですが、やはりその簡単にこれから経済が落ちていくというわけにはいかぬと、必ずその見通しのように、去年のような事態をだれが予想したかという、予想外だとみんな言うのですね。しかし、予想外のような事態が起こるうちに世界的に経済の状態というものは不安定になつてきているわけですから、将来安定して、うまくいきますというふうな論でその住宅問題を考えないといけない。住宅の問題というのは、衣食住と言つてこれは一番大事なもの、政府として当然国民全体に保障しなければならぬわけですから、何らかの形で、ところを、これを見ますと、「国の一般会計に対する住宅予算の比率」というのがこのジュリストという雑誌に出ているので見ますと、こういうふうになつていきます。

【理事前川且君退席、委員長着席】

昭和二十六年度が〇・六％、二十九年年度が一・二％、これが一番高いですね。ここにグラフがありますけれども、二十九年に国の予算の中で

一・二％住宅予算が占めたというのが一番高く、三十年が一・一％、三十五年が〇・八、四十年が〇・九、四十五年が〇・九、そして四十八、四十九と大体一％というふうな状態で、これほとんど全体の比率の中ではふえてない、そういう状況になつていくわけですね。そして公営住宅の場合を見ますと、先ほど大臣がこの比率を六、四でやつていくという話をされましたけれども、四十三年度が賃貸しが六・二・三、それから四年度が六・五・三、五年度が六・六・二、六年度が七・一・一と、これはわりあい高いですね。ところが、四十七年になると六・八・六、四十八年が六・〇・〇と、四十九年は五・〇ですね。フィフティフィフティになつてしまつていく。こういうふうな傾向を考へてみますと、やはりそういう大臣の考へられる六、四は維持していくというふうな考へがある中では、実際には賃貸しの比率が下がつて半々というふうな状態になつていくということですね。だから、そういう点を考へてみると、私は、政府の考へは、検討してみても、いままでの方針でこの五カ年計画に關する限りは変わらぬと言つておられますから、それ以上ここで議論はしませんけれども、やはり持ち家政策というものは破綻をはつきり示してきたと、やはり賃貸しの公営住宅を大量に供給するという方向に政府が踏み切つて、そのために土地問題なり、あるいは地方財政の問題なりに本気で取り組んでいかなければ日本の住宅問題というものは解決しないだろう。その点を私は指摘しておいて、今度は、次の質問に移らせてもらいます。

これは公営住宅の建てかえの問題ですけれども、公営住宅法を改正して建てかえを制度化して、昭和四十四年度以降建てかえ建設がやられてきたわけですが、その建てかえ建設戸数の実績、これはどうなつていきますか。

○政府委員（沢田光英君） 建てかえの制度が公営住宅法の中に入りましてから、実施は四十五年からだったと思ひますけれども、四十四年それ以前にも建てかえというのは法律に基づかずやつてお

りました。たとえば四十四年度では六千七百戸、全国で木造の公営住宅の古いものが建てかえされております。それから四十五年は八千六百戸、四十六年は一万六千戸、四十七年は七千八百戸、四十八年は九千二百戸、四十九年度の計画では一万二百戸というものが計画をされておるといふのが実情でございます。

○春日正一君 そこで、これと関連して、先ほど出ました例のところがしという方式ですね。あれはどういうことになつておるのか、その点ですね。もう一度話してくれませんか。

○政府委員（沢田光英君） 公営住宅の建てかえの筋が一つございまして。それから、私ども、先ほどの理由によりまして、近隣の環境をよくしながら公営住宅を供給していくというところがし、これが四十九年度からやられるわけでございまして、建てかえの際に、これを両者の考へ方を合わせたような運用をしていくというふうなことで、建てかえとかがしというものがくつついてくるわけでございます。本来は、公営住宅の建てかえというものが公営住宅の範囲内では本筋のものでございまして。公営住宅の建てかえは、たとえば木造の平家でございますれば、一戸当たり五十坪程度の敷地を持つておる。でございますから、これを立体化した場合に、環境がよくつた上で大体戸数の三倍のものが建ててくるということになります。そうすると、前の人が全部この公営住宅にお入りにそのままなつたとしても、あと二倍の戸数が新たに生まれるわけでございます。従来の建てかえでは、この二倍で新たに生まれたものについて、すべて新たな一般公募によつて入居者を選考していくというのが原則でございます。しかし、最近の、先ほど来のいろいろな事情がございます。あるいは都市を整備していかなければいけないというために、この二倍のものの中に、公共団体の考へによりまして、先ほどのところがしの思想の、いわゆる近隣の悪い住宅に住んでいる人を優先的に入れて、そのあとを整備していくというふうなことも応用として考へておるといふことで

ございまして。さらに、ところがしの制度というのは、これは公営住宅と直接関係はございませんが、公営住宅のもののだけではございまして、あいたところがあれば、そこに公営住宅、公団住宅、公社住宅、こういうふうなものをできるだけ入れて、そして先ほどの周辺地域の不良住宅に入つておる人々を、先生御指摘の木賃のものとございまして、そういうものを吸収していくという、これは別の制度でございまして、これにつきましては買取りのための予算補助とか、そういうものが新たに四十九年度から組まれたわけでございまして、私どもは、この二つを有機的に使えば町の更新にもなりますし、公営住宅の供給、公団住宅の供給にも役立つ、将来の都市計画にもつながら、再開発の前駆動作みたいなことにもなるというふうなことで、その二つが関連して出てきていくわけでございます。

○春日正一君 それで、その具体化の状況ですね。これは四十九年度はどうなつていきますか。

○政府委員（沢田光英君） これは大体大阪と東京にまず行なわれる予定でございます。これは場所につきましてはまだ決定をしておりますが、案は幾つかございまして。大阪に二ないし二カ所、東京においても一ないし二カ所をとりあへず計画をしております。これは私も、予算要求の段階から東京都、大阪府、大阪市に連絡をいたして検討をしておるものでございまして、この具体的な場所はまだこれからの決定でございますが、それぞれの公共団体は実際のその地域のある程度の、なかなか人にわかると困る面もございまして、ひそかにそういう資料を整備をし、その地域の計画を立てておる、私どものほうと接触をしてこの制度を充足させようという努力をしておるわけでございます。

○春日正一君 そういうことで、人にわかると困るというから、私もそれ以上突っ込んで聞きませうがね。そこで、現状ではこういう方式ですね、公営住宅を建てかえてそして全部入れて、周辺の新しい人たちも入れて、その回りもきれいに整備

の場所では持ち家といいますが、そういうものを持っていただく方法でお話し合いをしたらどうか。先ほど言いましたように、三倍に戸数が増えますから、その中の一倍以下のものが持ち家を持ちたいということとでございましょうから、それを別棟なり同じ棟でもけっこうでございますが、うまく配置で別棟の共同住宅のようなものを建てまして、これを持ち家にふさわしい広さのものにいたしました、先ほど公団のときに申し上げましたような考え方で、支払いも公庫の資金を使ったり、あるいは東京都なら東京都の低利融資を使ったりというふうなことで、あるいは経営者側といまして、いままでの支払い家賃というものは安いわけでございます。そこいらを適当な額まで下げて、そうして持ち家を持っていたら、その地縁のあるそこに住んでいたとか、かようなことをよりよく考えておりまして、こういうものの条件は、大阪とか東京、地域によっても多少違います。また場所によっても違います。そこで、そういうものが臨機応変にできるような原資の持っていく方とか、あるいは支払い方法、そういうふうなものをもよりよく考えておりまして、こういうものを武器として地域の住民の方々と公共団体が話し合いました、話し合いの大きな一つの武器にしたい、かような指導をしておるわけでございます。

○春日正二君　そこで、払い下げの問題は次に譲って、いま言いましたようないろいろな住民の建てかえの場合ですね、納得のいくような話し合

金の出る問題の場合、最近の資材の値上がりその他考えれば、当然いまでも住んでおった非常に安い家賃から比べれば高いものになるわけですから、それに対して配慮する必要があるのじゃないかということで、先ほど局長のほうからのお話がありましたけれども、東京都では、二年間、一種の場合は一年目は五割引き、二年目は三割引き、二種の場合は一年目は四割引き、二年目は二割五分引きというような処置をとって、傾斜家賃とい

うのですか、そういう処置をとっておるわけですね。しかし、それでももっと減らしてくれという意見もあるし、特に最近のような物価情勢、そういう中で建てられる住宅ということになるとかなり家賃も高いものになりますから、当然そういう状態のもとは二年間というのを三年なり四年なり延ばして、傾斜をもっとゆるやかなものにしていくということも必要だろうと思うし、そういうことになれば地方自治体の負担というものが非常に大きくなるわけですね。建てかえを建設省として奨励される、特に大都市においてはそれがさしたたつての打開の一番のきめ手になってくるということになるれば、こういうたとえば家賃に対しての一種の補助みたいなものですね、そういうようなものを制度化して、国としてそういう建てかえをした場合の家賃の傾斜について補助するとかいうようなことは考えられないだろうか、この点どうですか。

○政府委員(沢田光英君) 公営住宅の入居者の方々は、やはり原則は、能力に応じた家賃は負担するというのが原則だと思います。しかし、特にこういう建てかえの場合は、現実問題としてそんな原理だけではいけません。そこで各公共団体は、いままでは、いま先生おっしゃったように、東京都はそういうことでやってきたわけですが、東京は、さらにそういうものに拍車をかけて今後建てかえを大いに進めていこうということでございます。そういう延長の条件なり何なりというものをあらためて考え直す必要があるかと思ひます。その場合に地方公共団体が、資金が入ってくる速度がおそくなりますから、資金繰りの問題ともなるかと思ひますし、あるいは何か負担になるというところもあるかと思ひます。そこで、これは地方財政の問題として考えますれば、交付税とか、そういうふうな考え方もございましょう。しかし、私ども、四十九年度の予算の要求といいますが、予算要求の段階でそういうものに何らかの援助ができないかという考え方を持ちまして、だいたい折衝したわけでございます。

○春日正一君 その点、大臣はどうですか、政策的な問題として。

○国務大臣(亀岡高夫君) 先ほど来、局長から申し上げてきたことに尽きるわけでございますけれども、私としても、この公営住宅、いわゆる平家づくりの終戦直後にできた数多い都内の木造公営住宅というものをやはり建てかえて、高層のしか環境のいい住宅に改造していくということが住宅政策の喫緊の政策の一つであるにかながみまして、やはり国が特別な措置を考えていかなければその実現はなかなかむずかしいということも私も十分承知いたしております。したがって、その家賃の問題等につきましても、住宅地審議会にも実はお願いして、どういうふうな方向でやらうかというところをひとつ知恵を貸してくださうというところを言つて、八月ごろまでにそのお答えがいただける予定にいたしておるわけでございます。

○春日正一君 この点は、ぜひ積極的に考えて推進していくというようにしてはいいと思ひます。そこで、最後に公営住宅の払い下げの問題ですけれども、新聞の切り抜きを私は持ってきたんですけれども、先日の閣議で公営住宅の払い下げが問題になったということが新聞に「公営住宅払い下げ 首相が促進指示 閣議了承 高層化し分

でも、今回は傾斜あたりで考えておくということにとどまっております。しかし、そういう地方財政全体として、もちろん地方にも住宅に関する行政の責任というのは半分あるわけでございますから、そういうものも考えあわせながら、私どもはそういう考え方をまだ捨てておりません。今後そういうことにつとめていきたいと考えております。

○春日正一君 その点、大臣はどうですか、政策的な問題として。

○国務大臣(亀岡高夫君) 先ほど来、局長から申し上げてきたことに尽きるわけでございますけれども、私としても、この公営住宅、いわゆる平家づくりの終戦直後にできた数多い都内の木造公営住宅というものをやはり建てかえて、高層のしか環境のいい住宅に改造していくということが住宅政策の喫緊の政策の一つであるにかながみまして、やはり国が特別な措置を考えていかなければその実現はなかなかむずかしいということも私も十分承知いたしております。したがって、その家賃の問題等につきましても、住宅地審議会にも実はお願いして、どういうふうな方向でやらうかというところを言つて、八月ごろまでにそのお答えがいただける予定にいたしておるわけでございます。

○春日正一君 この点は、ぜひ積極的に考えて推進していくというようにしてはいいと思ひます。そこで、最後に公営住宅の払い下げの問題ですけれども、新聞の切り抜きを私は持ってきたんですけれども、先日の閣議で公営住宅の払い下げが問題になったということが新聞に「公営住宅払い下げ 首相が促進指示 閣議了承 高層化し分

議」というような見出しで書いてありますけれども、この点どういふ話だったのか、あるいは建設大臣は基本的にその問題でどう考えておられるのか、聞かしていただきたいんですが。

○国務大臣(亀岡高夫君) あのとときには、何も総理から指示があったというわけじゃなくて、そういう話題が出たということで、閣議了承をしたというふうには私は理解しております。したがって、まして、建設省として今日までとつてまいりました基本線を踏襲いたしまして、先ほど来、もう真剣に局長から答弁申し上げてきておりますように、いわゆる古くなつております公営住宅、東京都内に四万戸ですが、二百万坪の土地というものは、これは住宅政策の解決をはかつてまいりました。これは、ほんとうにもう見過ごすことのできないやうな財産でございますので、これを払い下げるといふことについては、私は、いまのところ考えるべきではないと。これを高層住宅を建てまして、しかも回りに緑地帯というものもつくつていくというふうな計算をして計画いたしました。十二万戸の実住宅に改造できるわけでございます。そしてその改造住宅にしたあと、これを分譲していくということによって持ち家を持ち得る方々の御期待にこたえていくと、こういうふうにするのが私は筋道ではないかと、こういうことを実はそのときもはっきり申し上げた次第でございます。

○春日正一君 まあ、この新聞見ますと、「田中首相は八日の閣議で、公営住宅の払い下げを進めるよう福田蔵相と亀岡建設相に指示した。これに対し、建設相は、三大都市圏についてはころがし方式や公営住宅の建て替えによる高層化を図つて分譲を進めたい」といふふうに言つて「了承された」と、こういうふうになつておるんですけれども、これは総理が指示したという点は、そうすると誤報になるわけですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) まあ、指示は私はいたさないわけでありまして、とにかく住宅問題というものは非常に喫緊の問題であるから大蔵とよく話し合つて解決するようにせいと、こういうことでございまして。

○春日正一君 これは大事なところですからね、くどいようですが、本文は「これは、原田郵政相が、自民党は公営住宅の払い下げを選挙公約にしながら、都市部の払い下げは少しも進んでいないと都市再開発法の改正案に関連して発言したのがきっかけ」と、それで建設大臣は、このことと、先ほど言つておるんですけれども、総理は払い下げろという場合に、平家のいわゆる庭つきの都営ですね、これをそのまま払い下げろという考えを持っておるんですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 総理のその払い下げに対する考え方というのは、私、実は聞いたことございせん。もう昨年一年いろいろ国会のほうでもこの問題が論議になりました、私の前任大臣もきつと国会に対してもう御答弁になつておられるわけでございますので、私としてもその線を、総理から指示を受けようが受けまいが、私としては、やはり国務大臣として最も国民にプラスになる住宅政策を進めてまいると、こういう気持ちで責任を持ってやっておりますことを申し上げたいと思ひます。

○春日正一君 もう一度くどいようですけれども、その自民党の選挙の公約という場合ですね、公営住宅の払い下げという場合は、いま言ったように、何でもかんでも払い下げると、こういうことなんでしょうか。その中身は、正確にはどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その新聞記事にもありますように、三大都市圏においては、私、いま申し上げたような線に進みたいと、しかし、比較的土壌が容易に取得できるという地区において、その自治体がある払い下げてもいいという判断を下しました場合には、これは建設省としては認めていこうと、こういう方針をとつておる次第でございます。

○春日正一君 もう一度くどいようですけれども、その自民党の選挙の公約という場合ですね、公営住宅の払い下げという場合は、いま言ったように、何でもかんでも払い下げると、こういうことなんでしょうか。その中身は、正確にはどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その新聞記事にもありますように、三大都市圏においては、私、いま申し上げたような線に進みたいと、しかし、比較的土壌が容易に取得できるという地区において、その自治体がある払い下げてもいいという判断を下しました場合には、これは建設省としては認めていこうと、こういう方針をとつておる次第でございます。

○春日正一君　そこで、具体的な問題ですけれども、総理がこういう形で払い下げるといふことを言うということが新聞にも伝えられておりますし、それからまた住民にも直接そういうことを言うておるものですか、そのことが現実には地方自治体の公営住宅の建てかえ事業を非常に困難にしておるといふ、こういう事実を御存じですか。

○国務大臣(亀岡高夫君)　よく承知いたしております。

○春日正一君　そこで、これは重大な問題だと思ふんですね。こういうものができまして、払い下げ公営住宅というものができて、そして新聞を出しているのですけれども、この新聞を見ますと、こっちは九月の二十三日だから、こっちは早いんですけれども、これは全国・東京合同版といつて、日付は去年の十月一日になっております。これは「九月の二十三日午後一時半、永田町の首相官邸に田中首相を訪れ、公営住宅の払い下げを實現するよう強く要請、これに対して首相は、来年度から絶対に払下げると力強く約束した。」というリードがついて、その中で、首相の男の約束だといつて、これは自民党の小山省二代議士が案内して連れて行かれたようだけれども、こういうふうな言っていますね、首相の発言として、「アアアア、公営住宅の払い下げか。公営住宅法をつくったのはオレだからね。住宅のことはよく知っている。絶対払い下げはやるぞ。まっ黒く日やけた顔で」云々といつて、「追い出しをしようとしても出せつこないのに、バカなことを考えていると。こう言つて建設省の事務当局を批判して、払い下げについては、変な条件はつけない、絶対にやる。と声を強めて言った。あまりにも明快な態度に、あんなにハッキリ言つていいんだらうかと、かえつてこちらが気を遣うほどだ。払下げは、建設省でなかなか進まないようですが、と切り込むと、ナニ、建設省、そんなもの問題じゃないよ。そのうちオレがドカンとやるぞ。」、こう言つたということが書いてあるのです。そうし

てこれが住宅にばらまかれるわけですね。こつちを見ると、これはもつとあとの十一月十六日に、目白の自宅に朝早くやほり訪れて陳情しているといふことで、「首相の話の要点としては、さる八月に引続き公営住宅の払下げは断行する。と力強く約束した」と及び強制建替えはできないことだ。できないことはやらない。と表明したこと。さらに建設省事務当局の払下げに対する姿勢が後る向きであることに對して、某幹部を名さして批判するなど、払下げの實現に強い意欲を示した」となどが挙げられる。これに對して公住連側から、一日も早く住宅を現状のまま払下げしてほしいと繰返して陳情、庶民にも持家の夢を實現できるやう強く要請した。」、こういうようなことを書いて、いろいろずつとやりとりがあつて、「このあと首相から運動の方向について意味深長なサゼッションが行なわれ、建設省苦心のロゴラン作戦を批判するとともに払下げ運動は、どんな状態になつても根強く強まるであらうし、政府は住民がイヤがるものを無理に移す考へのないことを明らかにした。」云々といふようなことで、「私は公営住宅法を自分で作つた。公営住宅法では全部払下げることになつてゐるし、提案理由でも払下げることになつてゐるんだ。」云々といふふうな言つて、「建設省は、平家を高層に建替へるといふが、気持ちには分るが、そんなことはできないじゃないか。もしやるなら、ここに団地があつて、そのそばにもつといふものを建てて、それでこつちへあんな方移つてくれませんかといつて、それで移りますといつたらやればいんで、いやだといつたら仕方ないじゃないか。そのうちの半分は絶対反対だぞ。意地でも反対といふのがあつて、からな。それはダメだぞといつたんだ。」と。こんなやうなことで、絶対反対といふことをこの新聞というのを盛んに宣伝し、ころがし作戦粉砕といふことを言つてゐるわけですね、そうしますと、一國の総理大臣が建設省といふ自分の総括する役所のやつてゐることをこういう部外者の者に対して批判もし、それで払い下げなんだといふやうなことに

なると、これはたいへんなことになると思ふんですね。現に杉並なんかでは、すっかり話がついて、それじゃ建てかえましようといふところまでいつておつたんだけれども、総理のそういう話が出たといふことで、都の職員が行つても、頭から拒否してだめだと言つて、時価の二、三割で払い下げろといふやうな要求を出してゐるというやうなこともなつておるわけですね。この東京都の建てかえ計画、それから払い下げをしないといふのは、決して都知事の一言とか、与党だけの考へではなくて、この東京都議会の決議を見ましても、いままで八回もそういう請願陳情が出されて、そのたびに不採択になつてゐる。特に四十八年四月二十五日の分では、これは自民党も含めて満場一致で委員会ではこの請願を採択しないといふことになつてゐるんですね。それにもかかわらず、こういう形で総理の発言に激励されて、それで絶対に建てかえには応じない。東京都のたてまえとすれば、できるだけ強制はしない、話し合ひでといふことになつてゐるものだから、ちつとも進まなくて、東京都の住宅難が打開できないやうな困難な状態になつておるといふことになりますと、これは建設省のほうとしてもどうか手をも打つてもらわなければならぬだらう。つまり首相の真意といふものはどこにあるのかといふ点をばつきりですね。その点どういふふうに考えますか。

○国務大臣(亀岡高夫君)　その新聞にも総理の気持ちの一端が出てゐると思ふのでありますが、ころがし方式、新たな土地を求めてそこにまず建てて、さあ、いらつしやいと、どうですかといふのを起點にしてこれはやろうといふので、実は私も局長を奮勵いたしました、まずそういうことをやつてみせないことには、これは話し合ひはつかないと思ふんです。ただ抽象的に幾ら説明しましても、いま住んでゐるそこを持つてゐるよりもいいと、こつち本人が思ふやうな条件で、たとえば筑波研究学園都市に移るあたりは、これはもう国有地になるわけでございますので、そういうところ

に高層住宅を一応建てまして、そこにその公営住宅に入つてゐる方々を優先的に入れるといふやうな措置を講じていくことによつて私は話し合ひはつけていくことができる、おそらくそういうことを総理もお考えになられたらだらうと思ふんですね。したがつて、そのあとに分譲していけば、それはその住民の方は持ち家が持てるわけでございますから、全部が全部一〇〇％短期間に協力してもらへるということとはなかなか保証しがたいかもしれませんが、私は、これはある期間をかけていけば實現は可能ではないかと、こつちうふうに感ずるわけでございます。昨年、実は前大臣がいろいろ御苦心をなさつた経緯もございますので、そういう面についてはやはり国民世論といふものの行くえを見きわめて私は対処してゐるつもりでございます。

○春日正一君　それで、いまそこにも書いてあるやうにと言われたけれども、この新聞ではそういうふうにしてゐるものを建てて、こつちへ移りなさいといつたつて、おれはいやだと言つて移らぬ者が半分もある。意地でも移らぬぞといふことになれば、これは払い下げよりしようがないだらうといふのが総理の考へだといふやうなふうにもこれは書いてあるわけですね。だから困るのです。しかも、総理大臣がそう言つてゐる。だから東京都の職員が話に行くと、何を言つてゐるのだと、美濃部がやめれば変わるのだ、総理大臣が言つてゐるのだ、こつちうことではまずまず元氣を出してゐるやうなことになるわけですね。そうすると、これはいまの田中内閣の住宅政策にも反することになつてくるわけだし、それから大臣が言つてゐるそのことにも反することになるわけですね。だから、これ何ともしなげやならぬといふことで、事の真相を私は明らかにしたいと思つて質問したわけですけれども……。

もう一つの問題は、公共住宅は払い下げるといふても、これは地方自治体のものだから、政府が払い下げるといふて命令して払い下げるといふわけにはいかないものでしょう。そこら辺はど

幅員が十二メートル」に改め、「敷地に」の下に「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域若しくは住居地域又は特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内にある建築物にあつては十分の四を、その他の建築物にあつては」を加え、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二種住居専用地域、」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二種住居専用 十分の十、十分の十五、十分の二十又は十分の三十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

第五十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項の」に、「同項中「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画道路（第四十二条第一項第四号に該当するものを除く。）に係る部分を除いた部分の面積」とを「は、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものと」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける区域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十三条第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第一号中「第一種住居専用地域」の下に「第二種住居専用地域」を加え、同項第二号

中「第二種住居専用地域、」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号に掲げる敷地に十分の一」を「第一項各号に掲げる敷地に十分の一」に改め、同項第二号中「かど」を「角」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十五条を次のように改める。
（第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度）
第五十五条 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートルを超えてはならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。この場合において、第三号に掲げる建築物は、その高さが十二メートル以下のものでなければならない。
一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住宅の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの
二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの
三 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住宅の環境を害するおそれがないと認めるもの

第五十六条第一項第三号中「又は第二種住居専用地域内、」第一種住居専用地域内の建築物にあつては「及び」、第二種住居専用地域内の建築物にあつては「第一種住居専用地域内の建築物及び第四項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 第四十四条第二項の規定は、前項第一号又は第二号の規定による許可をする場合に準用する。
第五十六条第一項第三号中「又は第二種住居専用地域内、」第一種住居専用地域内の建築物にあつては「及び」、第二種住居専用地域内の建築物にあつては「第一種住居専用地域内の建築物及び第四項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物が前項の地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同項第一号及び第二号中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。
（日影による中高層の建築物の高さの制限）
第五十六条の二 別表第三の欄の各項に掲げる地域又は区域の二以上にわたる場合又は建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間において、それぞれ、同表の欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面（同表の欄に掲げる地域又は区域外の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。）に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲においては同表の欄の各項に掲げる時間以上、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲においては同表の欄の各項に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地利用の状況等により必要と認める場合においては、政令で定めるところにより、条例で、別表第三の欄及び同表に掲げる時間に代えて、これと異なる時間を定めることができる。

5 別表第三の欄に掲げる地域又は区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、これらの地域又は区域の土地に日影を生じさせるものは、当該地域又は区域外にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

6 建築物が別表第三の欄の各項に掲げる地域若しくは区域の外内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、これらの地域若しくは区域のうち当該建築物がある地域若しくは区域外の土地に日影を生じさせる場合における第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。
第五十七条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第五十六条第一項第一号」に改める。
第五十九条の次に次の一項を加える。
（敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例）
第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築面積の敷地面積に対する割合、延べ面積の敷地面積に対する割合及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて

第十二部 建設委員会会議録第五号 昭和四十九年三月二十八日【参議院】

許可したもの、延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条第一項又は第五十六条の規定による限度を超えるものとすることができ。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第六十条第三項中「前八条」を「第五十二条から前条まで」に改める。

第六十九条中「土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該権利の目的となつて」を「土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該「建築協定」という」を「締結する」に改める。

第七十条第一項中「建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）をしようとする者は、その全員の合意によつて」を「建築協定を締結しようとする土地の所有者等は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内に借地権の目的となつて土地がある場合においては、当該借地権の目的となつて土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

第七十一条中「前条」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第七十四条第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等」に改め、「その全員の合意をもつて」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二 建築協定区域内の土地で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合に

おいては、その借地権の目的となつていた土地は、当該建築協定区域から除かれるものとす。

2 前項の場合においては、当該借地権を有していた者は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならぬ。

3 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項の規定により同項に規定する土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。

第七十五条中「前条第二項」を「第七十四条第二項」に改め、「認可の公告」の下に「（次条において「建築協定の認可の認可等の公告」という。）を加え、土地の所有者等となつた者」を「土地の所有者等となつた者（当該建築協定について第七十条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等）

第七十五条の二 建築協定区域内の土地の所有者で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、特定行政庁に対して書面その意思を表示することによつて、当該建築協定に加わることができる。

2 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

3 建築協定は、第一項の規定により当該建築協定に加わつた者がその時において所有していた当該建築協定区域内の土地について、前項において準用する第七十三条第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者（前条の規定の適用がある者を除く。）に對しても、その効力が及ぶものとする。

第七十六条第一項中「土地の所有者等」を

「土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（土地の共有者等の取扱い）

第七十六条の二 土地の共有者又は共同借地権者は、第七十条第二項（第七十四条第二項において準用する場合を含む）、第七十五条の二第一項及び前条第一項の規定の適用については、合せて一の所有者又は借地権者とみなす。

（建築協定の設定の特例）

第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3 第七十条第三項及び第七十一条から第七十三条までの規定は、前項の認可の手続に準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して一年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

5 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第八十五条第二項中「第七條」を「から第七條の二まで」に、「こえる」を「超える」に改め

る。

第八十六条第一項中「第五十二條第一項から第三項まで」を「第五十一條第一項から第四項まで」に、「第五十六條第一項から第三項まで」を「第五十五條第二項第三号、第五十六條第一項若しくは第三項、第五十六條の二第一項から第三項まで」に改め、「第五十九條第一項」の下に「第五十九條の二第一項」を加える。

第八十六条の二の見出しを削り、同条中「第五十二條第一項」を「第五十二條第一項若しくは第二項」に改め、同条を第八十六条の三とし、第八十六条の次に次の一条を加える。

（既存の建築物に対する制限の特例）

第八十六条の二 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で次の各号の一に該当するもの（第一号から第三号までに掲げる用途（以下この条において「特定用途」という。）に供する階（特定用途に供する床面積の合計が百平方メートル以下である階を除く。以下この条において「特定階」という。）が階階のみにある建築物にあつては、最下階から直接地上へ通ずる出入口のある階までの部分に限る。）については、第三條第二項の規定にかかわらず、避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関するこの法律及びこれに基づく命令の規定（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの規定に係る第四十條の規定に基づく条例の規定で条例で定めるもの（特定階以外の階については、特定階における防火又は特定階からの避難上必要な避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関する規定に限る。）の適用があるものとする。

一 百貨店、マーケットその他別表第一の欄四項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で三階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

二 病院その他別表第一(欄)に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 ホテル、旅館、劇場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他別表第一(欄)項、(二)項又は四項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの(前二号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる用途に供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの(前三号に掲げるものを除く。)

五 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

2 前項の場合において、建築物の敷地、構造、設備又は用途に関する特別の事情があるときは、同項の法令の規定にかかわらず、建設大臣がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める構造方法を用いることができる。

3 第一項の規定により同項の建築物に適用される命令若しくは条例を制定し、若しくは改廃する場合又は同項の規定に基づく政令を改廃する場合においては、それぞれ、その法令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八十七条第一項中「場合」の下に「(当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。)」を加える。

第八十七条の二第一項中「第七条」の下に「(第七条の二)」を、「第九十条」の下に「(から第九十条の三まで)」を加える。

同条第二項中「第八十六条の二」を「第八十六条の三」に改める。

第九十条の次に次の二条を加える。
(工事中の特殊建築物等に対する措置)

第九十条の二 特定行政庁は、第九十条又は第九十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中の使用されている第六条第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 第九十条第二項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(工事中における安全上の措置等に関する計画の届出)

第九十条の三 第八十六条の二第一項各号の一に該当する建築物の新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用し、又は使用させる場合においては、当該建築主は、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

第九十一条中「法律の規定」の下に「(第五十二条から第五十六条の二までの規定を除く。以下この条において同じ。)」を、「受ける区域」の下に「(第二十一条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「以下本条において同様とする」を「以下この条において同じ」に、「この法律又はこれに基づく命令」を「この法律の規定又はこの法律に基づく命令」に改める。

第九十九条第一項第二号中「又は第九十条第一

項」を「第七条の二第一項(第八十七条の二第二項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。又は第九十条第一項)に改め、同項第三号中「又は第九十一条第一項」を「(第九十一条第一項)」に、「の規定による」を「又は第九十条の二第一項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十三条」の下に「第二十四条、第二十五条」を加え、「第五十二条第一項、第五十三条第一項」を「第五十二条第一項若しくは第五十三条第一項若しくは第二項」に改め、「第五十六条第一項」の下に「第五十六条の二第二項」を加える。

別表第三 日影による中高層の建築物の制限

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ヘ)	(ホ)	(ヘ)	(コ)	(ク)
地域又は区域	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち特定行政庁が都市計画指定する区域	高さ又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	日影時間
				軒の高さが七メートルを超える建築物又は階数が三以上の建築物	高さ又は区域	平均地盤面からの高さ	日影時間	日影時間
				高さ又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	日影時間
				高さ又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	日影時間

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の建築基準法(以下「新法」という。)(第八十六条の二第一項の規定は、施行の日から起算して三年(同項第二号に掲げる

これらの規定を)を削る。

別表第一(欄)中「病院」の下に「診療所(患者の収容施設があるものに限る。)」を加え、同表(欄)中「病院」の下に「及び診療所」を加える。

別表第二(二)項に次の二号を加える。

八 三階以上の部分に(イ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの(政令で定めるものを除く。)

九 (イ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを除く。)

別表第二の次に次の一表を加える。

建築物及び同項第三号に掲げる建築物で、同号に規定する階における同項第一号から第三号までに掲げる用途に供する部分のうち、ホテル又は旅館に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え、その他の部分の床面積の合計が二千平方メートル以内であるものについては、五年)を経過する日までの間は、適用しな

- い。
- 2 (処分、手続等に関する経過措置)
この法律の施行前に改正前の建築基準法の規定によりされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。
(罰則に関する経過措置)
 - 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(都市計画法の一部改正)
 - 4 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項第二号イ中「第三号」を「第四号」に改め、同号ハ中「工業専用地域」を「第二種住居専用地域又は工業専用地域」に改める。
(第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する経過措置)
 - 5 この法律の施行の際に存する第二種住居専用地域については、当該第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、十分の六と定められているものとみなす。
(資金のあつせん等)
 - 6 国及び地方公共団体は、新法第八十六条の二第一項の規定により新法第三条第二項の規定の適用を受けないこととなる建築物について建築主が附則第一項ただし書に規定する期間内に新法第八十六条の二第一項の規定により当該建築物に適用される法令の規定に適合させるために行う建築物に関する工事について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四号中正誤

べ	段	行	誤	
一	三	四	せされ	せられ
二	七	七	ます。	ます
八	三	終わり	です、	です。
九	二	六	ます	ます、
一〇	四	七	第九十条	第十九条

昭和四十九年四月十一日印刷

昭和四十九年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E